

竹田市景観計画

平成28年3月

竹田市



【長湯温泉の町並み】



【長湯ダム】



【水の駅「おづる」】



【くじゅう高原】



【松並木と久住連山】



【野焼きの風景】



【町家の連なる町並み】



【武家屋敷と土塀の道筋】



【広瀬神社からの屋根並み】



【田園風景】



【白水ダム】



【白水の滝】

はじめに



平成17年4月1日、旧竹田市及び旧直入郡3町が合併、新生竹田市が誕生し、以来10年が経過しました。類い稀な個性を有する旧4自治体の集合体となった新竹田市、その特性をさらに強化進化させるべく平成22年度に「竹田市新生ビジョン」を策定し、恵まれた自然環境と各地域の個性を活かしたまちづくりを推進してまいりました。

旧来より竹田市中心部では、昭和54年に制定した「竹田市史跡等環境保存条例」にも見えるように、竹田城下町の風情を重んじ、歴史的景観を活かしたまちづくりを行ってきました。

また、周辺地域においても荻台地の田園風景や久住の牧草地、直入の温泉街など、魅力的で多様な景観を保持、保全するまちづくりを進めてきたところです。平成26年6月には「竹田市歴史的風致維持向上計画」が国の認定を受け、全国に本市の歴史的風致や景観が注目されるに至っています。

しかしその一方で、歴史的な町並み保全の継続が危惧され、また、山林や農地の荒廃が進むなど良好な景観に影響を及ぼす状況も少なくなく、まちづくりの主軸の一つとなる竹田市としての景観形成の方向性を示す必要が生じてきました。このような背景のもと、平成16年に成立した景観に関する法律である「景観法」に基づき、本市の誇るべき景観を将来に引き継ぐべく「竹田市景観計画」を策定することといたしました。

本市には後世に残していかなければいけない景観、そして新たに創り上げていく景観があります。この計画策定が市民の皆様にとって、歴史的景観や自然景観、文化的景観など、本市の情景に関心を持っていただくことのきっかけになれば幸いです。この計画を推進していくためには市民、地域や市民団体、企業、行政がそれぞれの役割分担と連携・協力により展開していくことが重要だと考えております。本計画を将来のまちづくり、本市の優れた景観を引き継ぐ指針として利活用いただきますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

末筆となりましたが、市民ワークショップ「まちづくり工房」等により貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの市民の皆様、計画策定にご尽力頂きました竹田市景観計画策定委員会の皆様、竹田市都市計画審議会委員の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

平成28年3月

竹田市長 菅原 麟次

－ 目 次 －

第Ⅰ章	竹田市景観計画の基本事項	1
1.	策定の背景	1
2.	策定の目的	2
3.	計画に定める事項	2
4.	計画の位置づけ	3
5.	策定体制	4
第Ⅱ章	竹田市の景観の状況	5
1.	竹田市の景観資源	5
2.	法規制の状況	8
第Ⅲ章	景観計画の区域	12
第Ⅳ章	景観計画区域における良好な景観形成に関する方針	13
1.	将来の景観像	13
2.	景観形成の方針	14
第Ⅴ章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	26
1.	市全域（景観形成重点地区を除く）	27
2.	城下町地区（景観形成重点地区）	31
3.	届出の流れ	39
第Ⅵ章	景観重要建造物・景観重要樹木の指定、屋外広告物の表示及び掲出、 景観重要公共施設の整備等に関する事項	40
1.	景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	40
2.	屋外広告物の表示及び掲出に関する事項	42
3.	景観重要公共施設の整備等に関する事項	43
第Ⅶ章	市民・事業者・行政の協働で進める景観形成	44
1.	市民・事業者・行政の役割	44
2.	景観形成を推進するための取り組み	45
3.	景観形成重点地区以外での重要な景観資源の保全・整備の取り組み方策	47
資料編		54
1.	市民意向調査	54
2.	タウンウォッチングの概要	55
3.	（参考）色彩	61

第I章 竹田市景観計画の基本事項

1. 策定の背景

本市は、大分県南西部に位置し、市の中心部は江戸時代には岡藩7万石の城下町として栄え、古くから奥豊後の政治・文化・経済・交通の拠点でした。山城であった岡城跡の麓には、今なお旧藩時代の城下町の面影を残す武家屋敷や寺社が建ち並び、独特の風情が感じられます。平成の合併以前の旧竹田市においては、昭和54年に、「竹田市史跡等環境保存条例」を制定し、自然環境や歴史文化遺産を保存するために保存区域内の一定の行為についての届出の義務化、また同年「伝統的文化都市環境保存地区整備事業計画」、平成13年に「竹田区域街なみ環境整備方針」を策定し、城下町としての伝統と歴史的景観を活かしたまちづくりを行ってきました。

平成17年4月1日に、旧竹田市と旧直入郡荻町、久住町、直入町が合併して新しい竹田市が誕生したことで、本市は、城下町の景観以外にも牧草地や温泉街等、魅力的で多様な景観を持つまちとなりました。

しかしその一方で、幹線道路沿いの看板の乱立、伝統的な町並みの喪失、山林や農地の荒廃など、景観を阻害する動きも少なくなく、新たなまちづくりの柱の一つとなる景観形成の必要性が高まってきました。

このような背景のもと、平成16年に成立した景観に関する総合的な法律である「景観法」に基づき、これまでの旧市町における景観施策を整理し、新市としての景観形成のビジョンを再構築するために、「景観計画」を策定することといたしました。

「竹田市景観計画」は、本市における良好な景観形成に関する理念や景観法に基づき景観計画の区域、景観形成の方針、届出を要する建築行為等の事項をまとめたもので個性ある美しいまちづくりを進めるための計画です。

そして、これまで竹田市の城下町の歴史的景観を保全する制度であった竹田市史跡等環境保存条例は、より実効性のある竹田市景観条例に引き継がれます。本計画は、竹田市の全域で、市民自らが主体となり景観を守り創るためのルールを示した計画です。

【用語】

- ※ 都市計画マスタープラン：都市計画法により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）に該当するまちづくり構想であり、市町村が定める都市計画の基本となる事項を定める計画。
- ※ 景観計画：平成16年に施行された「景観法」において景観行政団体が法の手続き（第9条）に従って定める良好な景観の形成に関する計画。

2. 策定の目的

竹田市の有する多様な景観資源を保全、活用し、良好な景観を創出していくことを目的とします。

「竹田市景観計画」は、良好な景観形成に関する基本的な考え方や方針及び基準等を明らかにするとともに、快適な生活環境と地域の活性化を図り、次世代に継承していくことと、市民や事業者及び市の協働により本市の有する多様な景観資源を保全、活用し、良好な景観を創出していくことを目的としています。

また、「竹田市景観条例」制定に基づく「竹田市景観計画」を定めることにより、景観形成施策の実効性を高めるほか、別途定めた竹田市都市計画マスタープランとの一体的な運用を図ることで、土地利用の観点からも景観資源の保全に努めます。

3. 計画に定める事項

本計画では、第 II 章で本市の景観の状況を整理した上で、景観法第 8 条に基づき、以下に示す 6 つの事項について定めます。

表 景観計画に定める事項

事項	景観法	該当する章
① 景観計画の区域	法第 8 条第 2 項第 1 号	第 III 章
② 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	法第 8 条第 3 項	第 IV 章
③ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	法第 8 条第 2 項第 2 号	第 V 章
④ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	法第 8 条第 2 項第 3 号	第 VI 章
⑤ 屋外広告物の表示及び提出に関する事項	法第 8 条第 2 項第 4 号	第 VI 章
⑥ 景観重要公共施設の整備等に関する事項		

4. 計画の位置づけ

上位・関連計画と整合性を図りました。

「竹田市景観計画」は、景観法に基づく法定計画です。景観計画は、景観行政団体が定めることとなっており、本市は、大分県の同意を得て平成23年2月に景観行政団体となりました。

本計画は、「たけた活力創造計画2006（竹田市総合計画）」や「竹田市新生ビジョン」等の上位計画に即し、良好な景観形成を推進するための方策を示すものです。

また、「竹田市都市計画マスタープラン」、「竹田市歴史的風致維持向上計画」、「竹田市都市再生まちづくり基本計画」等の関連計画、「阿蘇くじゅう国立公園における法規制」等の関連法規制、「大分県沿道の景観保全等に関する条例」等の関連条例と連携、整合を図りました。

そして、将来にわたり、市民が愛着を持てる故郷であり誇りを持って暮らせるまちを目指し、良好な景観の保全と育成に向け、以下に示す体系に基づき、計画を推進します。

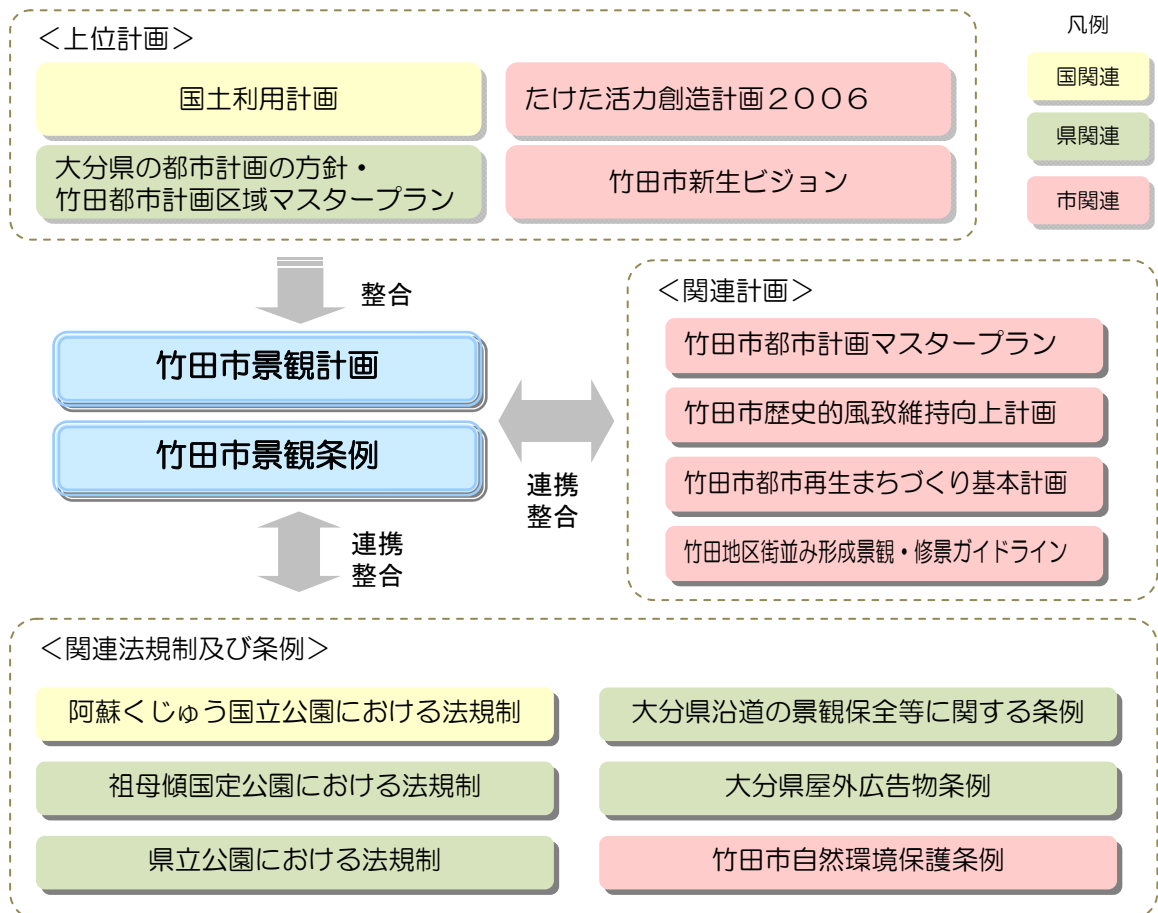


図 竹田市景観計画、景観条例の位置づけ

5. 策定体制

市民、行政、有識者の協働で策定しました。

「竹田市景観計画」は、竹田市都市計画審議会や竹田市景観計画策定委員会あるいは市民参加によるまちづくり工房^{※1}やタウンウォッチング^{※2}において意見を頂くと同時に、有識者からの技術協力を得て策定しました。

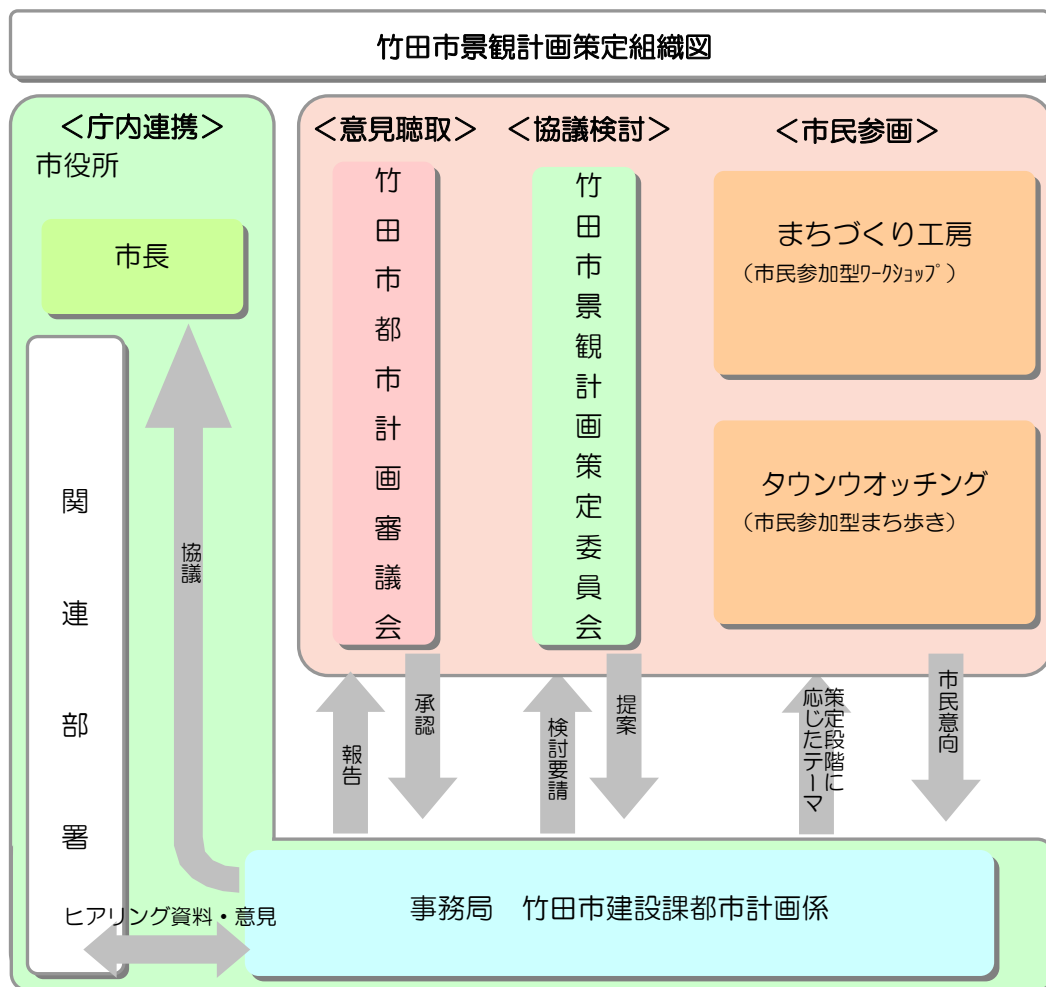


図 竹田市景観計画の策定体制

〔用語〕

- ※1 まちづくり工房：ワークショップ形式で地域毎の景観資源を検討。
- ※2 タウンウォッチング：実際に現地を歩き景観資源を確認し景観形成基準を検討。

第II章 竹田市の景観の状況

1. 竹田市の景観資源

市民アンケート調査の結果や地域毎に景観資源を検討したまちづくり工房(ワークショップ)等の結果を踏まえ、本市の景観を形成している要素を次のように分類します。

なお、市民意向調査(54ページ参照)において、竹田市らしさを感じる場所や、竹田市にとって重要であると感じる場所の上位5つは、「岡城跡」、「久住高原」、「長湯温泉郷」、「くじゅう連山」、「白水の滝」となっています。

表 本市の景観資源

	自然景観	歴史・文化の景観	くらしの景観
遠景の景観	<ul style="list-style-type: none"> くじゅう連山 久住高原 久住高原野焼き 大船・黒岳の風景 祖母山 ミヤマキリシマ群 あざみ台展望所 沢水展望台 日本一のマラソン練習コース 三尾峠からの風景 	<ul style="list-style-type: none"> 広瀬神社からの町並み 	<ul style="list-style-type: none"> 荻台地の田園風景
中景の景観	<ul style="list-style-type: none"> セツ森古墳群 グライダー滑空場 和牛放牧 オートボリス SPA 直入 陽目溪谷 神原溪谷 納池公園 	<ul style="list-style-type: none"> 竹田駅周辺と武家屋敷通り 十六羅漢 おたまや公園 歴史の道小国往還 長湯温泉の町並み 権現山公園 	<ul style="list-style-type: none"> 棚田の風景 荻商店街 直入商店街 久住商店街 玉来のロードサイドビジネスエリア
近景の景観	<ul style="list-style-type: none"> 白水ダム 白水の滝 竹田湧水群 円形分水 明正井路六連橋 城原井路 岩戸橋 合ヶ瀬大橋 清滝 長湯ダム 芹川ダム 小津留湧水 	<ul style="list-style-type: none"> 岡城跡 広瀬神社 滝廉太郎記念館 キリシタン洞窟礼拝堂 旧竹田荘 隠れキリシタン墓碑 扇森稻荷神社 穴森神社 荻神社 宮処野神社 入山公墓 靱山神社 御前湯 ガニ湯 飲泉場 	<ul style="list-style-type: none"> 各地の集落

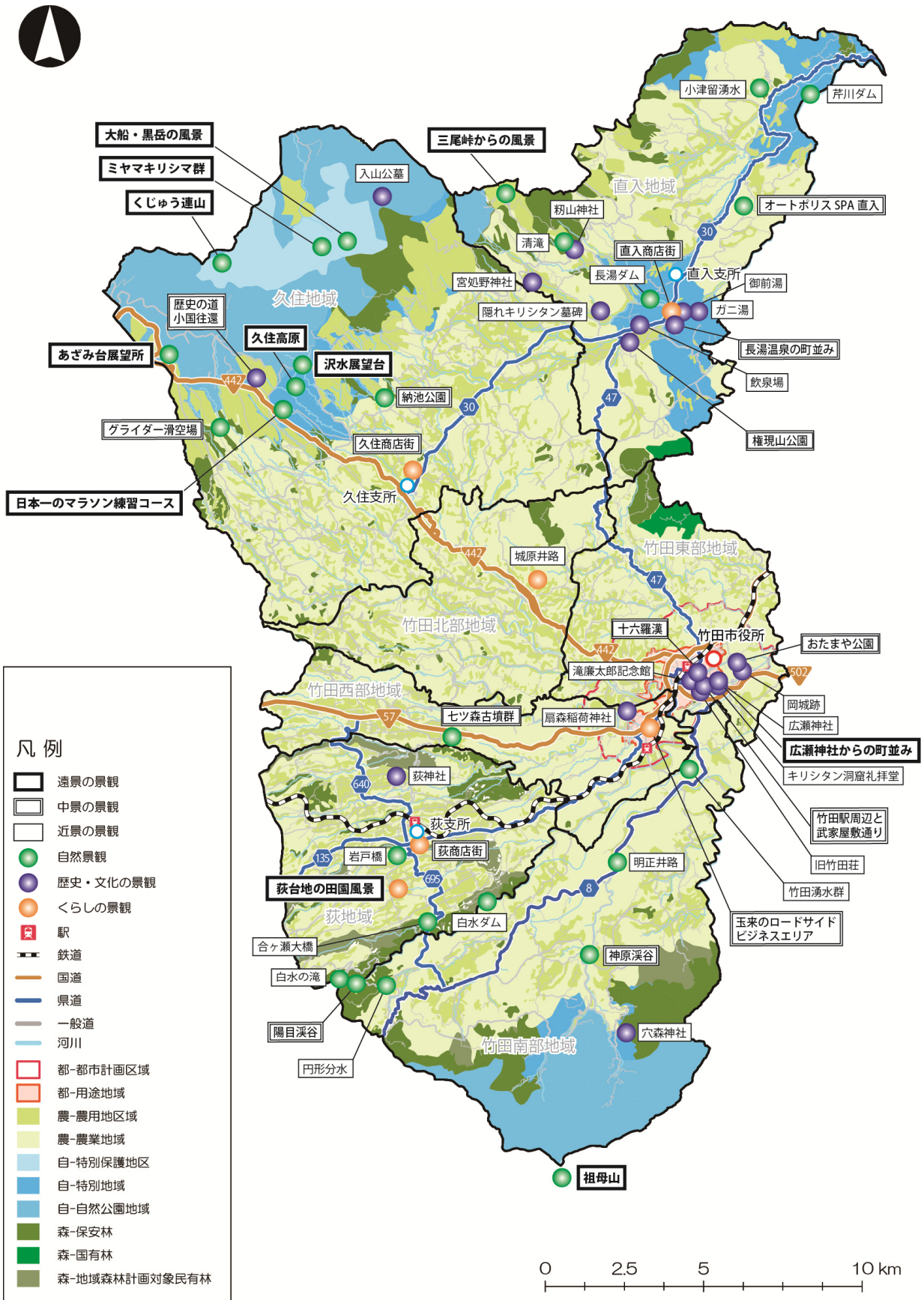
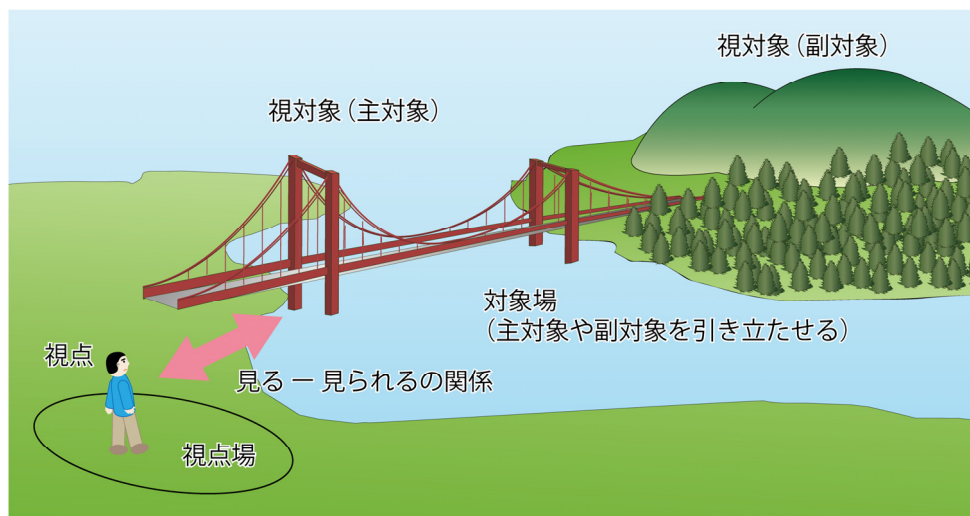


図 本市の景観資源位置図

解説コラム 景観の捉え方

(視点場と視対象)

景観は、見る側の「視点」と、見る対象である「視対象」の関係によって成立します。視点を取り巻く場を「視点場」といい、視点場の違いにより対象物は多様な見え方をします。従って、景観を考えると、適切な視点場を設定することが必要です。



(景観スケール)

景観は、視点と視対象の距離によって、景観のスケールを遠景、中景、近景の3つに区分することができます。

遠景



「遠景」は、地形との調和、土地利用の状態を把握することができます。

中景



「中景」は、景観構成要素間としてのまとまりや一体性を把握することができます。

近景



「近景」は、要素間の連続性や調和性などのつながり方を把握することができます。

2. 法規制の状況

2.1. 土地利用規制の現状

(1) 市全域のゾーン区分

市域の多くは農業地域、森林地域、自然公園地域等に指定されています。本市の中心地である竹田地区と玉来地区は、都市計画区域であり、用途地域の指定等により土地利用の規制誘導が行われています。

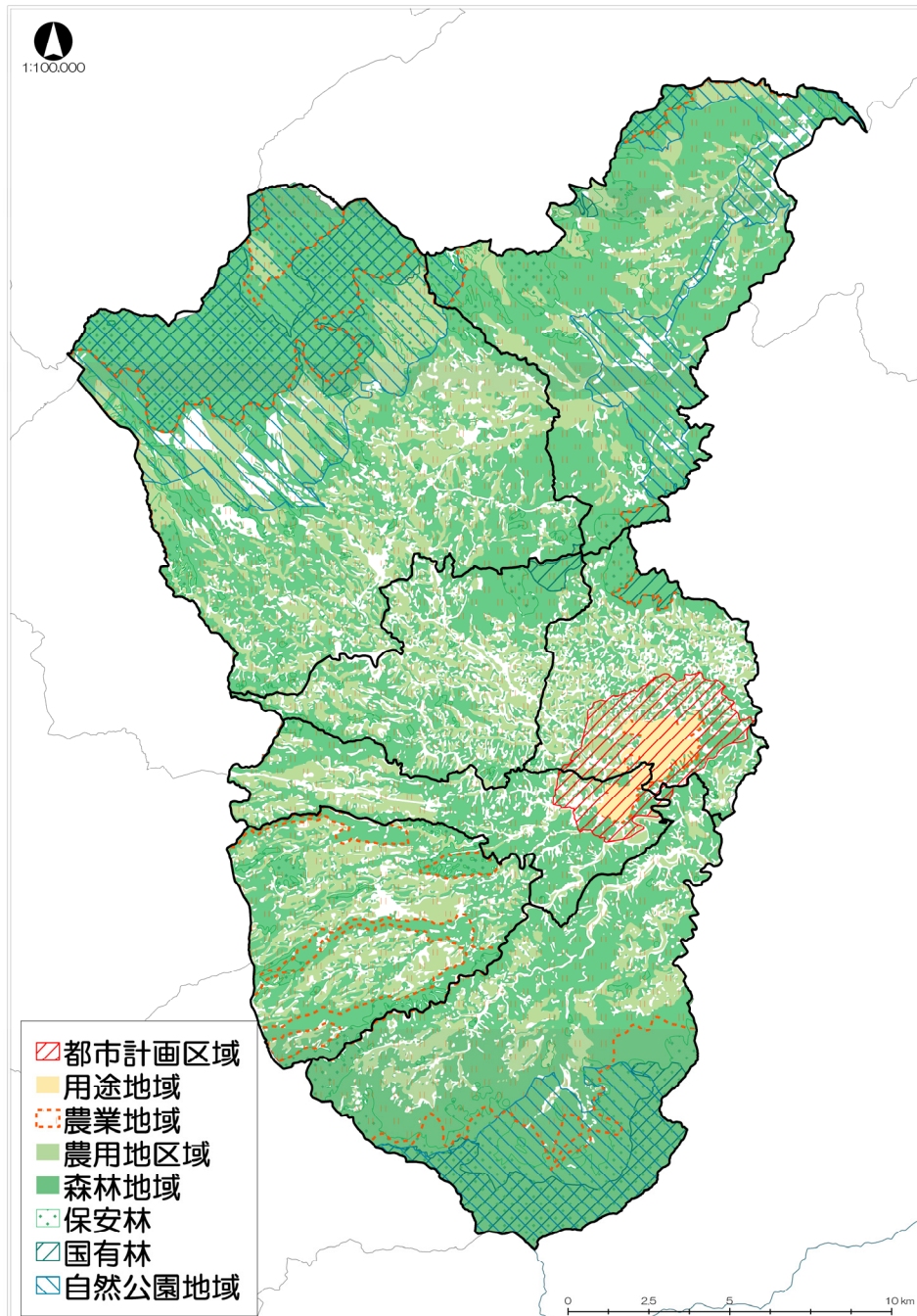


図 各種土地利用規制の状況

(2) 都市計画区域の用途地域の指定状況

本市の都市計画区域は、用途地域の指定を行っており、城下町である竹田・豊岡地区を商業地域、玉来・松本地区を近隣商業地域に指定しています。

両地区は、国道57号により結ばれ、本市の主要な都市機能を役割分担する関係にあります。また、本市全域から多くの人々が利用しており、その周辺部に指定されている住宅系、工業系用途も含め、本市の市街地を形成しています。

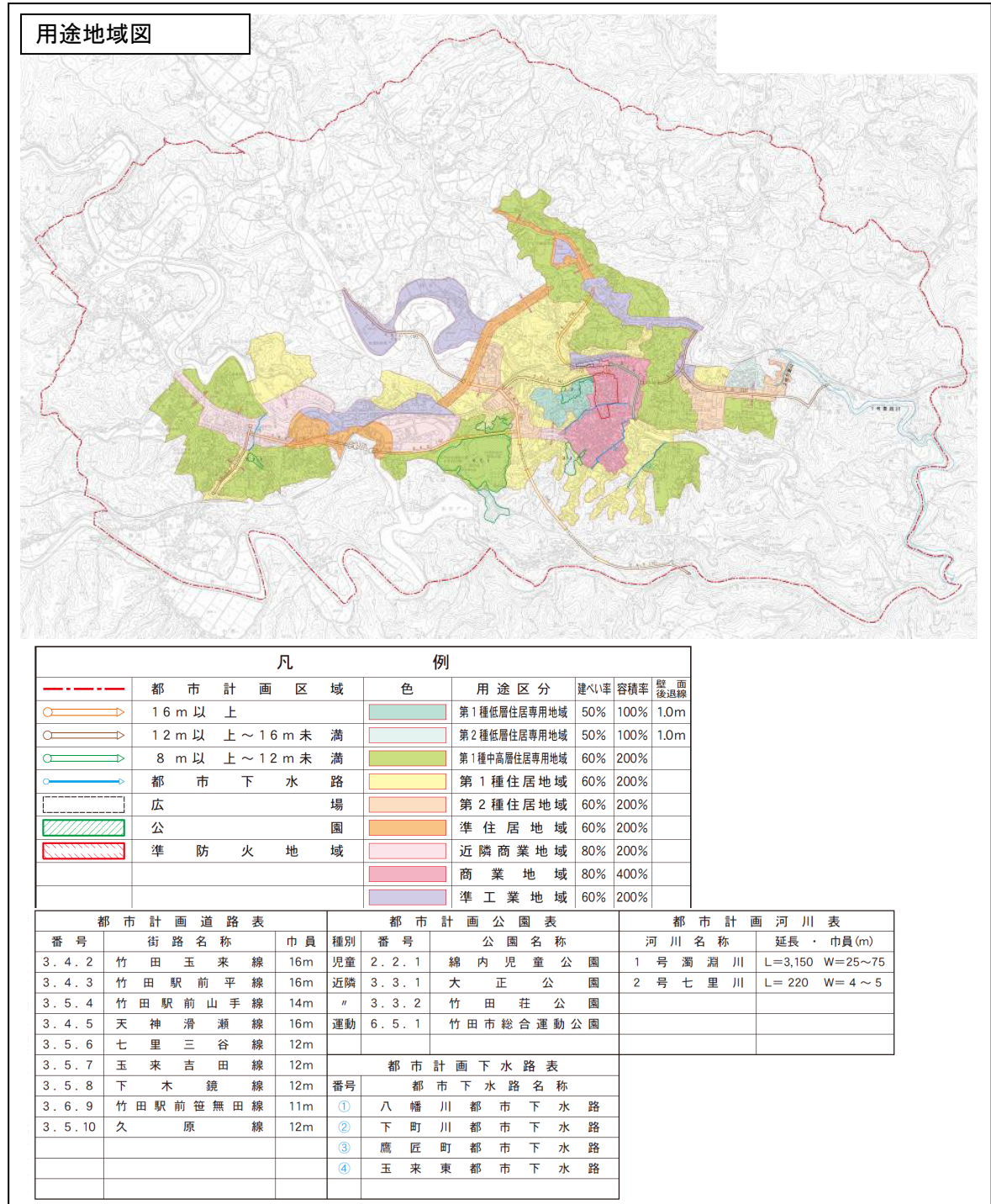


図 用途地域の指定状況

2.2. 景観に関する既存の規制

本市の景観について、以下に示す法または条例に基づく規制があります。

表 景観に関する既存の規制

許可及び届出主体	法令等	指定内容	建築物、工作物等の許可及び届出
国	自然公園法	阿蘇くじゅう国立公園（特別保護地区）	許可：特別保護地区及び特別地域内 届出：普通地域の大規模なもの
		阿蘇くじゅう国立公園（特別地域）	
		阿蘇くじゅう国立公園（普通地域）	
県	自然公園法	祖母傾国定公園（特別地域）	届出：普通地域の大規模なもの
	県自然公園条例	祖母傾県立自然公園（普通地域）	
		神角寺芹川県立自然公園（普通地域）	
	県沿道景観の保全等に関する条例	大分・久住間沿道環境美化地区	届出：大規模なもの
		犬飼・菅生間沿道環境美化地区	
		菅生沿道景観保全地区	

竹田市が、市域全体の景観形成に主体的に関与するために、自然公園など他法令で景観規制が実施されている区域についても景観計画区域とすることにします。

また、これらの現行の規制を評価した結果、景観計画に定める内容を次のように整理しました。

表 既存の規制と景観計画の内容

法令等	地域種別	景観計画に定める内容
自然公園法 県自然公園条例	特別保護地区	○大規模な行為については、届出を求めます。 ○景観法により自然公園法の許可基準の上乗せが可能です。環境省の許可の実績、阿蘇くじゅう公園で進めている看板の集約化など景観整備の取り組みは十分であるため、景観法による上乗せ基準は定めません。
	特別地域	
	普通地域	○普通地域には、くじゅう高原の重要な景観資源、長湯温泉を含む直入地域の広い範囲が含まれ、景観形成の必要性が高い地域ですので、自然公園の制度に委ねずに、景観計画を定めます。 ○届出行為の規模等は、自然公園の基準とは別に、必要な基準を定めます。
県沿道景観の保全等に関する条例		○県条例は、市町村が景観計画を定めたときは適用されないことから、県条例が担った景観形成の枠組みを景観計画に継承します。

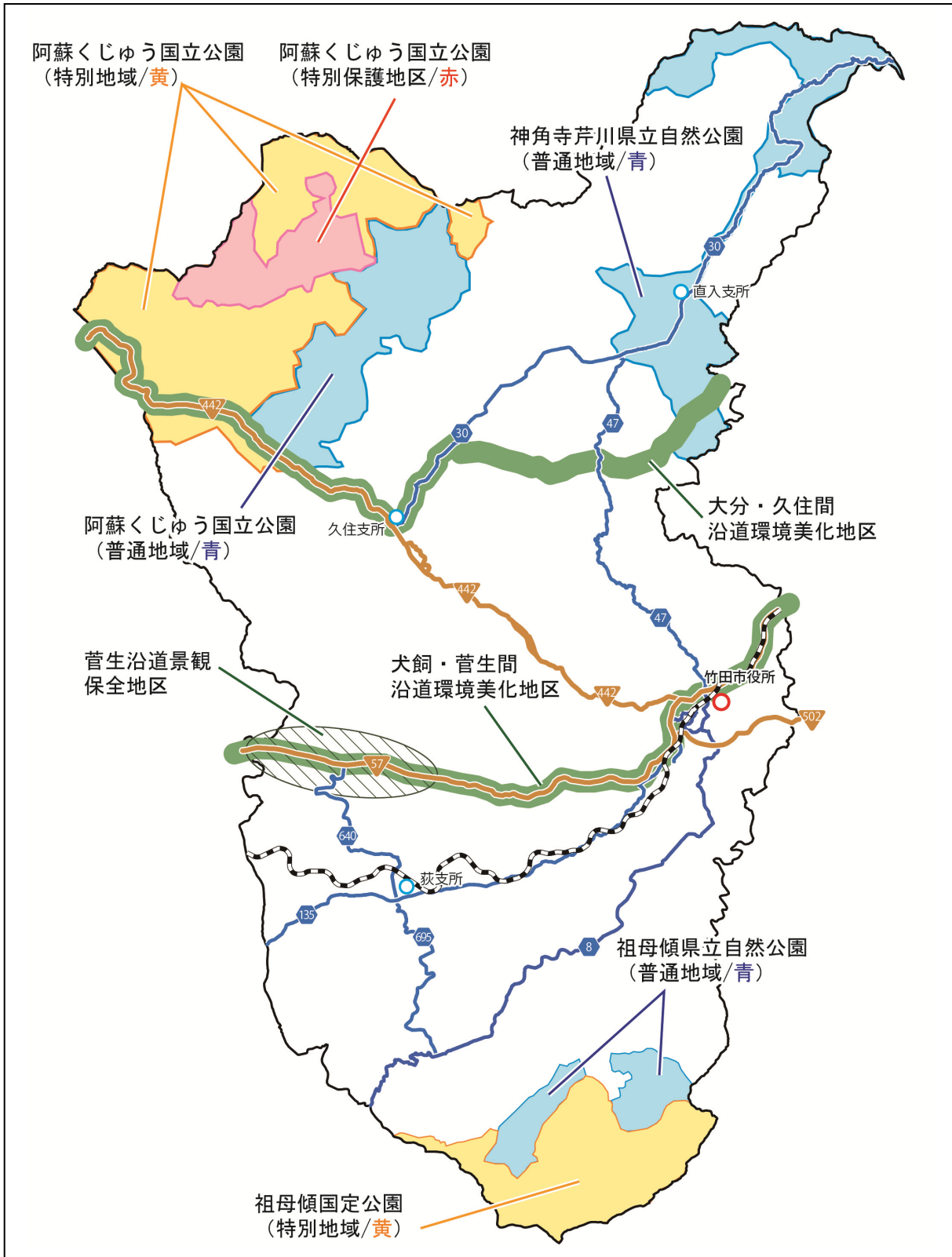


図 景観に関する既存規制の指定状況

※上記の区域界は概略を示しています。

第III章 景観計画の区域

景観法に定められた、景観計画の対象となる区域を定めます。(景観法第8条第2項第1号)

本市では、個性ある自然景観、歴史・文化の景観、くらしの景観が市全域に広がっていることから、市全域を景観計画区域とし景観形成に取り組みます。

また、岡城跡、城下町、それらの周辺地域は、史跡等環境保存条例(22ページ参照)により、これまで歴史的文化遺産の保存が重点的に取り組まれてきており、竹田市歴史的風致維持向上計画においても重点区域に指定されています。このため、本計画においても「景観形成重点地区(地区名は城下町地区とする)」として位置づけ、市全域と比較し、より詳細な景観誘導を図っていくこととします。

景観計画区域・・・市全域
景観形成重点地区・・・城下町地区

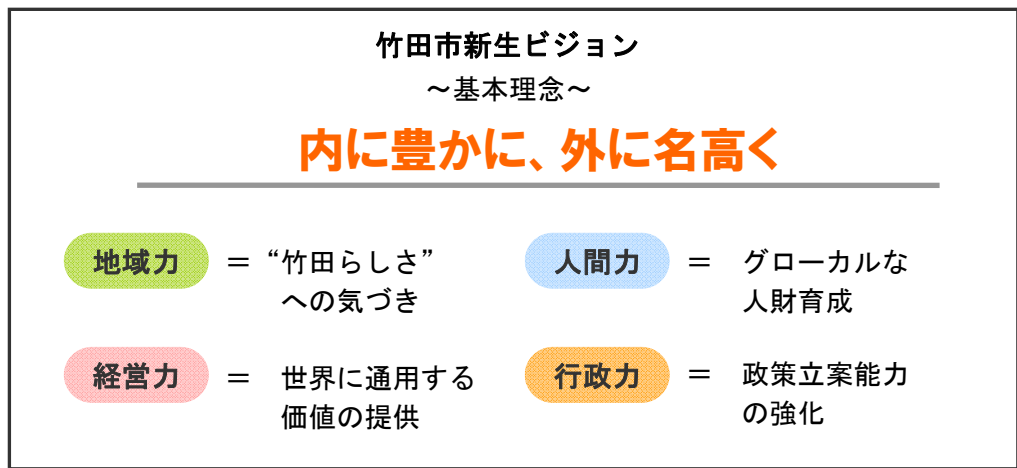


図 景観計画区域

第IV章 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針

1. 将来の景観像

「竹田市新生ビジョン」の“内に豊かに、外に名高く”を基本理念として、本市が誇る景観を将来にわたって守り、育んでいくため、次のように景観形成の基本目標を定めます。



竹田市の景観形成の将来像

**情感ある竹田の歴史的町並み形成
と豊かな水・緑の保全**

【用語】

※ グローカル：グローバル（国際性）とローカル（地域性）を掛け合わせた造語

2. 景観形成の方針

2.1. 市全域の景観形成方針

(1) 市全域のゾーン区分

竹田市は、くじゅう連山、阿蘇外輪山、祖母傾山系の山々に囲まれた、水と緑があふれる自然豊かな地域です。一方、竹田の城下町、旧町の中心地（荻、久住、直入）は、各地域の暮らしの拠点として生活を支えてきました。自然豊かな地域と各地域の暮らしの拠点との間には、高原野菜を育てる田園風景や棚田や階段状の畑地が広がっています。

そこで、竹田市の景観を、景観特性や土地利用の規制状況等を考慮し、景観計画区域を次の3つのゾーンと2つの軸に区分し景観誘導を行います。（景観法第8条第3項）

景観ゾーンとしては、大自然の景である「自然公園ゾーン」、そこから高原等の田園風景が広がる「田園・森林ゾーン」、各地域の暮らしの景が広がる「市街地ゾーン」の3区分を設定します。

景観軸としては、国道57号や442号をはじめとする「道路景軸」と芹川、稲葉川をはじめとする「水景軸」の2区分を設定します。

表 市全域のゾーン区分

ゾーン及び軸の名称	概要	備考
市街地ゾーン	竹田都市計画区域に指定された地域 その他旧町の既成市街地（荻、久住、直入）	竹田都市計画区域に指定された地域の一部を重点地区としている。
自然公園ゾーン	自然公園法等による自然公園地域である下記の地域 ・「阿蘇くじゅう国立公園」 ・「神角寺芹川県立自然公園」 ・「祖母傾国定公園」及び「祖母傾県立自然公園」	自然公園法や県条例において特別地域（特別保護地区含む）と普通地域では許可（及び届出）の基準が異なり景観誘導のきめ細かさが異なるため、それに即しゾーンを区分している。
田園・森林ゾーン	自然公園ゾーン及び市街地ゾーンに属さない地域	-
道路景軸	中九州横断道路、国道57号、国道442号、県道8号線（竹田五ヶ瀬線）、県道30号線（庄内久住線）、県道47号線（竹田直入線）、県道135号線（高森竹田線）など交通量が多く、また、観光ルートになっている道路	-
水景軸	芹川、稲葉川、玉来川、神原川、大野川など、本市を代表する水辺景観を形成している河川又は滝、湧水、ダム等	-

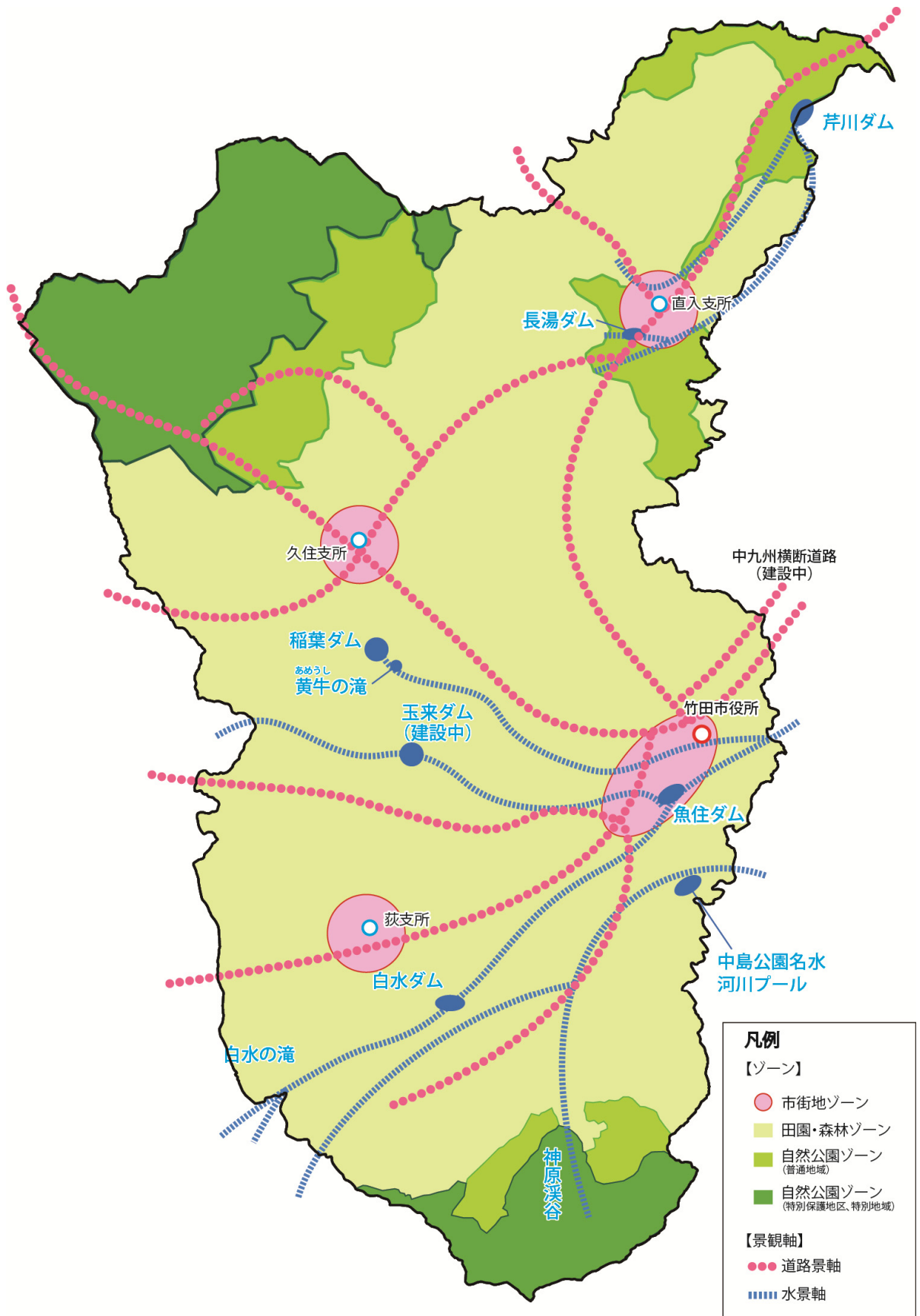


図 景観計画区域のゾーン区分

(2) 市全域の景観形成の方針

①市街地ゾーン

(景観の特性と問題点)

岡城を中心とする城下町には、今なお江戸時代の町割りと道路が現存し、格式ある武家屋敷が建ち並ぶ「歴史の道」等には江戸時代の白壁や仏閣が残るなど、歴史情緒豊かな景観が見られます。

長湯温泉街は、宿泊施設の多くが芹川沿いに立地し、旧県道30号沿線を中心に低層建築により構成され、情緒ある温泉街としての景観を呈しています。

荻の中心部には、祖母、久住、阿蘇の山々を背景とする商店街があります。

久住の中心部には、宿場町としての面影が今も残されています。

それぞれの市街地に共通する傾向としては、近年の人口減少、少子高齢化の影響を受け、空き家、空き店舗、空き地が目立つようになってきました。

(景観形成の方針)

市街地が有するまちの記憶を後世に残し、地域の個性が感じられる町並みの形成を目指し、新旧の建物の調和と周辺の自然環境との調和を図ります。

建築物などの建造・修繕・模様替え及び工作物の設置に際しては、屋根、外壁、建具などの各部位の形態・意匠について、周囲の町並み景観との調和に配慮した景観形成を進め、昔の賑わいを取り戻し、人々が行き交う町並み景観を形成します。



【竹田城下町】



【長湯温泉の町並み】



【荻町中心部の町並み】



【久住町中心部の町並み】



②自然公園ゾーン

(景観の特性と問題点)

本市は、周囲をくじゅう連山、阿蘇外輪山、祖母傾連山等の九州を代表する山々に囲まれ、市域の約7割が林野であり、広大で美しい緑あふれる森林や牧草地を市内随所から望むことができます。

くじゅう高原の野焼きは、高原に住む人々と大自然との共生により営まれ、牛馬を飼育するために必要な草を維持する行為です。しかしながら、近年は、後継者不足等から野焼きを維持することが困難になりつつあります。

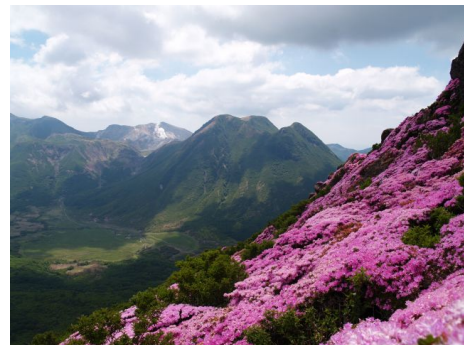
(景観形成の方針)

自然あふれる地域の優れた風景を保全しつつ、本市が有する重要な観光資源・交流資源の一つとして来訪者に憩いの空間を提供できるように、国・県と連携して、建築物・工作物等を自然公園の風景に馴染ませるなど、自然の保護とその活用を両立させる各種の施策を講じていきます。特別地域（特別保護地区含む）においては自然景観の保護、普通地域においては自然景観の共存の視点から景観形成を推進します。

そして、Iターン、Uターンを促進し、景観を維持する担い手としての後継者確保に努めます。



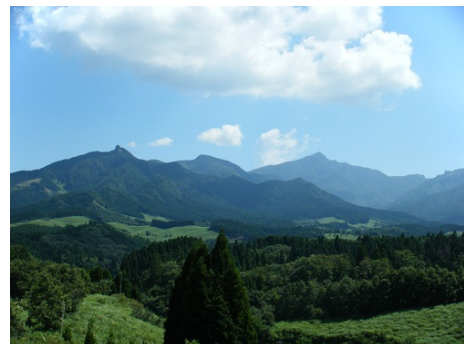
【あざみ台展望所からの景観】



【ミヤマキリシマ群】



【野焼きの風景】



【祖母山】

③ 田園・森林ゾーン

(景観の特性と問題点)

山地の裾野から集落にかけては、大小様々な溪谷と尾根が織りなす平地が少ない地形のため、斜面に広がる森林の中に棚田や階段状の畑地が点在する変化に富んだ独特の景観を形作っています。

郊外の集落の多くは棚田や階段状の畑地の近隣にあり、中山間地域の集落としての景観を呈しています。

田園・森林ゾーンにおいても、自然公園ゾーンと同様に、農業経営や里山の維持管理を行う担い手不足が問題となりつつあり、空き家や耕作放棄地が目立ち始めています。

(景観形成の方針)

本市の景観を特徴づけている棚田の風景や高原に広がる畑、田畑周囲の斜面に広がる里山等、市民や来訪者に懐かしさや潤いを与える緑豊かな景観の保全を図ります。

森林地域においては、動植物が暮らす静穏な雰囲気との保全と大景観に配慮した森林施業を推進します。



【農の景観】



【里山と民家の風景】



【棚田】



【森林の景観】

④道路景軸

(景観の特性と問題点)

くじゅう高原等の幹線道路からは、木々が季節それぞれに美しく色彩を変化させる様子が眺められます。良好な道路景観維持のために沿道の緑地帯を地元が管理する道路もみられます。

本市の中央を東西に横切る国道 57 号の玉来地区は、本市唯一の郊外型商業地域であり、チェーン展開を行っているロードサイド型商業店舗が建ち並ぶ沿道景観を呈しています。玉来地区以外の国道 57 号や県道 442 号等の主要観光道路の沿道においても、地元商店や観光施設を案内する大小様々な看板が多様な色彩で不規則に点在します。

(景観形成の方針)

幹線道路沿道は、多くの人が車窓等から本市の風景を感じる主要な場所であるため、沿道の屋外広告物の形態・色彩等のデザイン誘導等により、周囲の町並みや自然との調和に配慮した道路景軸ごとに特徴ある良好な景観づくりを推進します。



【くじゅう高原の沿道景観】



【集約化した看板】



【地元が沿道を管理する道路】



【国道 57 号玉来地区の景観】

⑤水景軸

(景観の特性と問題点)

本市の周囲の山々から流れ出した清水は、市内各地に渓谷を穿ち、多様な生物を育む豊かな美しい河川を形成するだけでなく、子供たちの水遊びやレクリエーションの場としても親しまれています。また、市内各地域の湧水は一日数万トンの湧出量を誇り、湧水池には多くの人が訪れています。

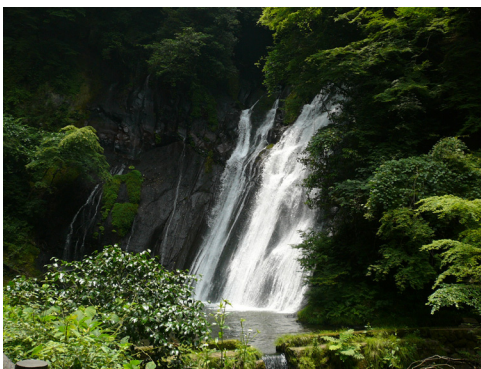
平地が少ない地形のため本市には、井路と呼ばれる水路が古くから設置されており、水路の周囲は、水と緑と機能美あふれる石組みが調和した美しい景観を呈しています。

一方、河川内に草木が繁茂し、眺望やレクリエーションのための河川環境が損なわれている箇所も見られます。

(景観形成の方針)

山間部では、大小様々な渓谷の河川や滝が織りなす良好な自然景観の保全を図り、市街地の河川においては、都市空間にふさわしい水辺景観づくりを進めます。

本市の魅力の一つである湧水や井路などの良質な水辺空間を保全・活用するため、行政・住民・事業者が一体となった美化活動を進めます。



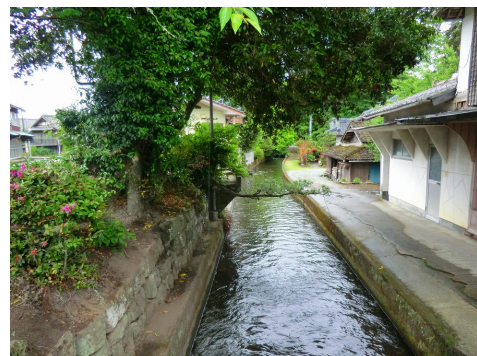
【白水の滝】



【渓谷の景観】



【大野川】



【城原井路】

2.2. 城下町地区（景観形成重点地区）の景観形成の方針

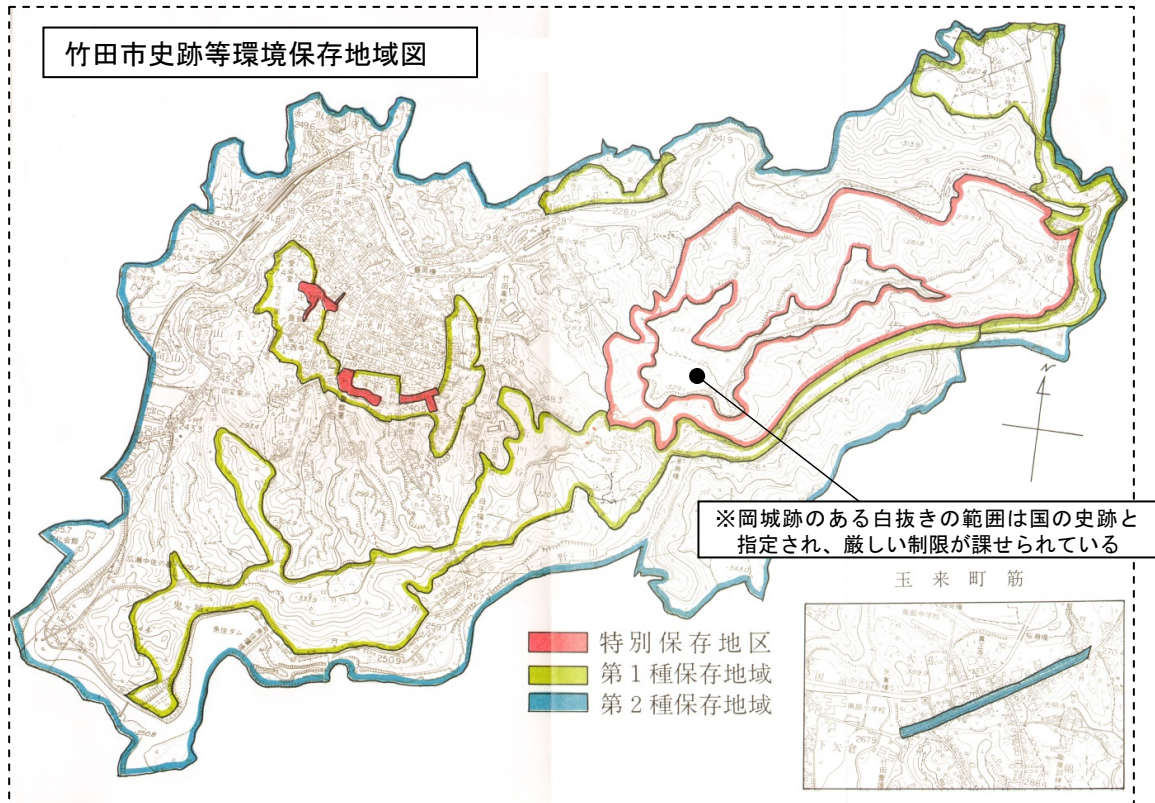
(1) 城下町地区のエリア区分

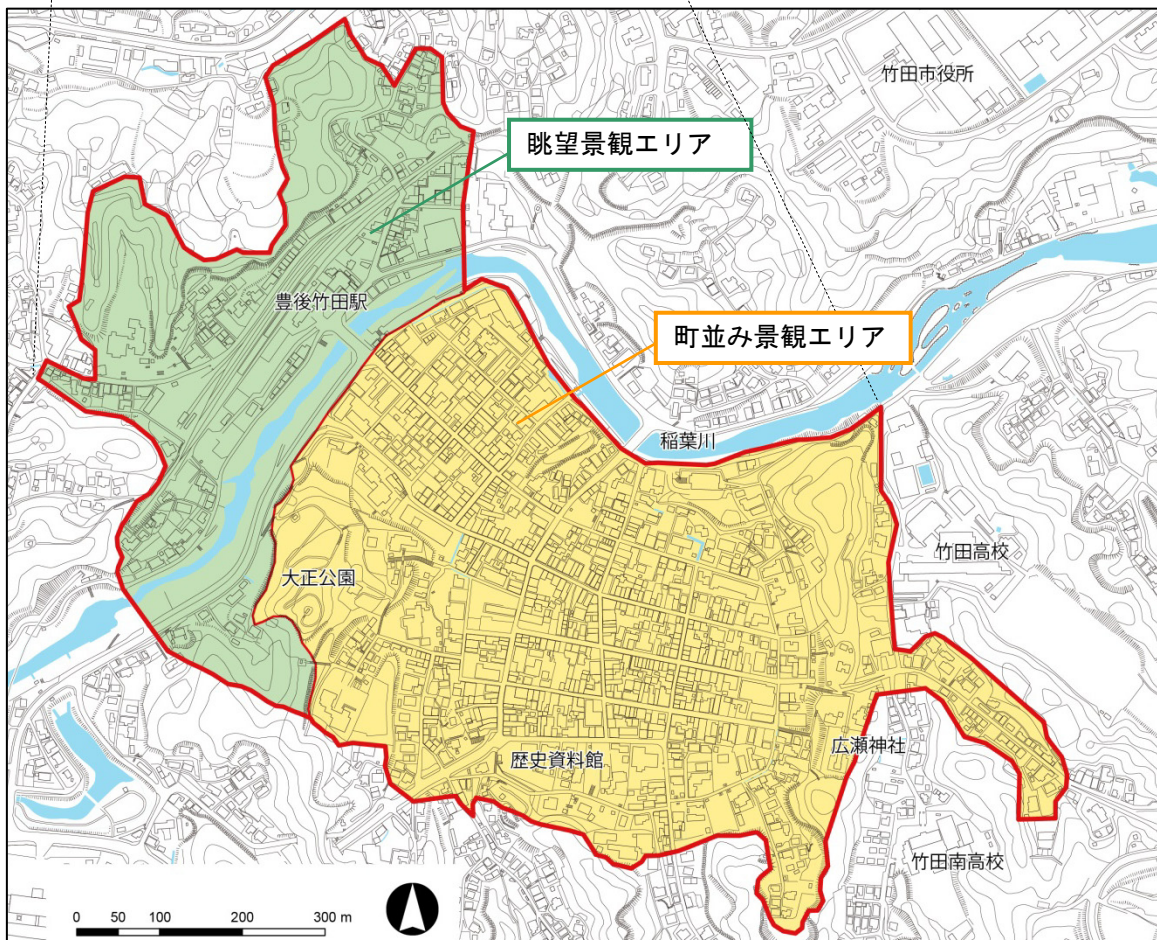
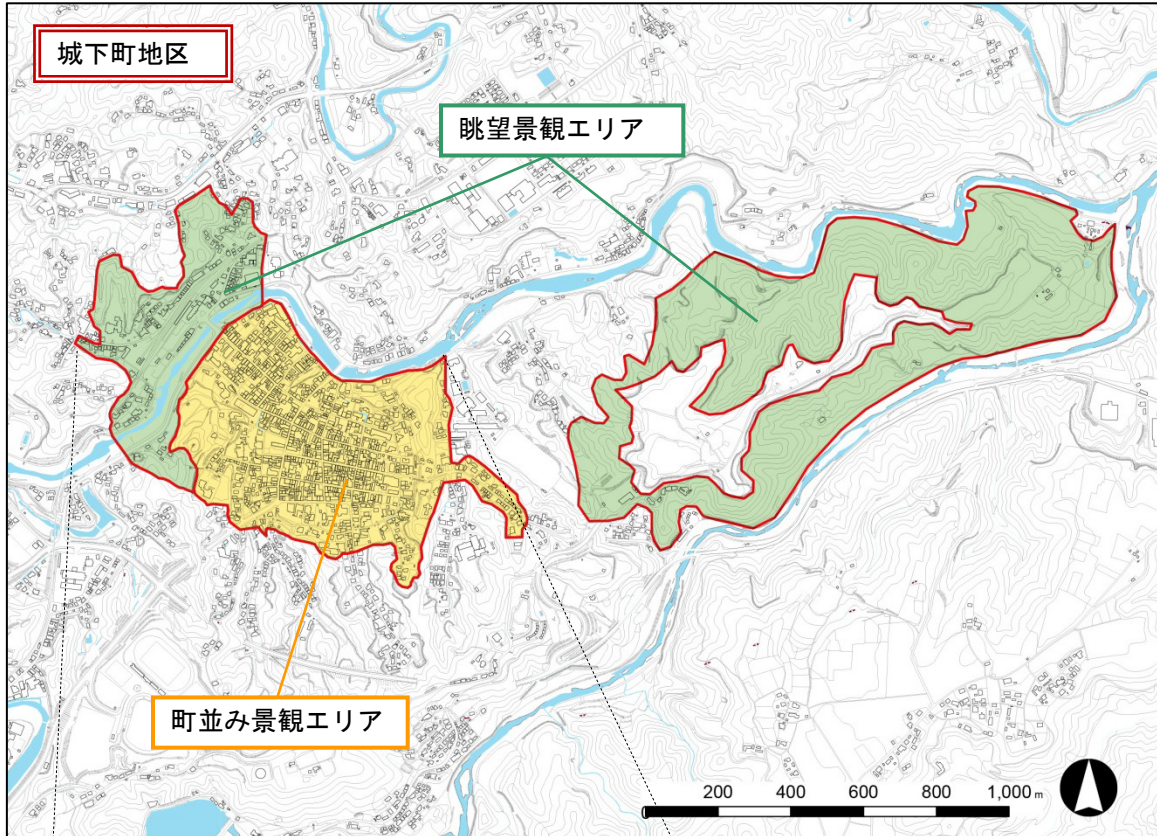
城下町地区は、江戸時代の町割りが残る城下町周辺及び岡城跡周辺を対象とし、町並み景観エリアと眺望景観エリアにより構成されています。

なお、岡城跡周辺の眺望景観エリアについては、史跡等環境保存条例（景観条例に移行）における史跡等環境保存地域（下図）の特別保存地区を参考に区域設定しました。

表 城下町地区のエリア区分

エリアの名称	概要	備考
町並み景観エリア	城下町地区の中でも、江戸時代からの町割りが引き継がれ、情感あふれるまちの佇まいを今に伝える区域	「街なみ環境整備事業」等が進められています。
眺望景観エリア	(広瀬神社からの眺望景観) 豊後竹田駅周辺において、広瀬神社から見て、田能村竹田の描いた山水画にも似た美しい緑の山への眺望を保全する区域	-
	(岡城跡からの眺望景観) 岡城跡周辺において、岡城跡から見て、城下町や周辺の美しい山等への眺望を保全する区域	-





(2) 城下町地区の景観形成の方針

(景観の特性と問題点)

岡城跡を核にした城下町地区の歴史的佇まいは、史跡等環境保存条例で保全されてきました。とりわけ町並み景観エリアは、江戸時代に岡藩中川家の城下町として栄えました。

西南の役（明治10年/1877年）及び昭和の大火（昭和22年/1947年）で中心部は一度焼失しましたが、周辺部の武家屋敷通りや寺院群は大火を逃れました。また、中心部においても耐火性のある土蔵造りの建物は焼失せず残りました。

現在、建物の多くは2階建てであり、屋根の形状は切妻が7割程度を占めています。

殿町等には土塀が残り、文化財保護法、史跡等環境保存条例及び「街なみ環境整備事業」により保存修理整備が終了している物件も地区内に立地し、江戸時代の町割りを今に伝え、周囲の岩肌などの自然景観と調和した城下町としての情緒が色濃く味わえる地区となっています。

しかしながら、特に町並み景観エリアにおいては、近年の人口減少、少子高齢化、大型店舗の郊外立地等を背景に、空き店舗・空き家化及び空き地化が進行し、町家や武家屋敷の土塀等で形成される町並みの連続性が損なわれつつあります。また、新しい建物の中には、周囲の町並みと調和に欠けるものも見られます。

(景観形成の方針)

城下町地区の歴史的風致を活かすとともに、市の中心商業・業務地区として、伝統と歴史を重んじながら、居住環境を高めつつ、地域住民が誇りを持って暮らせる、賑わいの中にも落ち着きのある町並み景観の形成を図ります。

①地形を活かした景観形成を図る

町全体のすり鉢状の景観、屋根並み景観、寺社等ランドマークへの眺望景観を保全継承します。広瀬神社は、誰にも親しまれる視点場であることから、ここからの眺望景観の保全を行います。



【広瀬神社からの眺望景観】

②近世からの町割を守り活かす

武家屋敷の道筋景観、町家等が形成する町並み景観等、情感あふれるヒューマンスケールの町の佇まいを、未来へ継承します。



【ヒューマンスケールの通り】



【情緒ある歴史的な建物と石畳】

③各時代の建物の良さを将来に引き継ぐ

江戸、明治、大正、昭和初期、すべての建物が時代の生き証人として貴重なものと考えます。それぞれの時代の情景を想起させる建物のデザインを尊重し、未来へ継承します。



【江戸時代の建物】



【大正時代の建物】

第V章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

前章の景観計画の区域指定や景観形成の方針に基づき、本市における良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（届出基準、景観形成基準）の考え方は次のとおりです。以下、景観形成のゾーン等の区分、届出基準、景観形成基準の対応一覧を示します。

表 景観計画区域の区分

ゾーン等の区分			届出基準※1	景観形成基準※2
市街地ゾーン	城下町地区（景観形成重点地区）	町並み景観エリア	市全域よりも規模の小さいものから対象とする城下町地区の届出基準を適用	市全域よりも詳細な景観形成基準を適用
		眺望景観エリア		市全域の景観形成基準を適用 ※「広瀬神社から」及び「岡城跡から」の眺望景観保全を明記し、建物高さや屋根のみ、町並み景観エリアの基準を適用
	城下町地区以外の区域		市全域の届出基準を適用	市全域の景観形成基準を適用
自然公園ゾーン				
田園・森林ゾーン				
道路景軸				
水景軸				

※1 届出基準

城下町地区は、従来の史跡等環境保存条例の届出基準と整合を持たせ、市全域よりも小規模な建築行為等についても届出を受けることとしました。

※2 景観形成基準

城下町地区の町並み景観エリアは、町家、武家屋敷等の歴史的な建物が多く残り、きめ細かな景観誘導が必要であるため、市全域よりも詳細な景観形成基準としました。

また、城下町地区の眺望景観エリアは、広瀬神社からの眺望景観保全や従来の史跡等環境保存条例との整合性を考慮し、市全域の景観形成基準を適用するが、建物高さや屋根の基準のみ、町並み景観エリアの基準としました。

1. 市全域（景観形成重点地区を除く）

市全域の届出対象行為及び景観形成基準を次のように定めます。

1.1. 届出対象行為の基準

区 分		届け出基準
建築物 ※建築物に付随する、門、塀を含む。 (景観法第16条第1項第1号に掲げる行為)	新築、増築、改築又は移転	高さが13m以上又は延べ面積が500㎡以上であるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が500㎡以上のもの
工作物 (景観法第16条第1項第2号に掲げる行為)	擁壁、垣、柵、門、塀その他これらに類するもの	高さが5m以上のもの
	煙突	高さが13m以上のもの
	コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの	
	高架水槽、冷却塔、給水塔、排気塔その他これらに類するもの(塔状工作物)	
	観覧車、コースターその他遊戯施設	高さが5m以上、又は築造面積が1000㎡以上であるもの ※次ページ解説図参照
	太陽光発電設備その他これらに類するもの	
	橋梁、歩道橋、高架道路その他これらに類するもの	長さが20m以上のもの
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さが13m以上、又は築造面積が1000㎡以上であるもの
	自動車車庫(立体駐車場)	
	製造施設、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの	
石油、ガス、LNG、穀物、飼料貯蔵槽、汚水処理施設、汚物処理施設その他これらに類するもの		
上記以外の工作物	当該行為に係る部分の面積の合計が1000㎡以上のもの	
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(上記に該当する場合を除く)		

区 分		届け出基準
開発行為	土地の区画・形質変更	土地の形質変更の面積が 1000 m ² 以上のもの、又はのりの高さが5 m以上の切土若しくは盛土を伴うもの
土地	開墾、形質変更	
土石、鉱物	採取・掘採	
屋外の物件	堆積	堆積を行う土地の面積が 100 m ² 以上のもの又は堆積の高さが2 m以上のもの（堆積の期間が継続して90日以下のものを除く）
木竹	伐採	区域の面積が 1000 m ² 以上のもの

備考

1 敷地内に複数の建築物がある場合は、建築物の規模等は、棟ごとに適用する。

2 工作物の高さについては、建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物上端までの高さとし、増築にあつては増築後の高さとする。

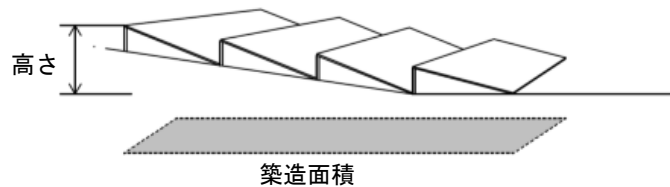
太陽光発電設備その他これらに類するもの

(高さ)

太陽光発電設備の最上部から最下部
(地盤面) までの高低差です。

(築造面積)

太陽光発電設備の水平投影面積です。



1.2. 景観形成基準（市全域（景観形成重点地区を除く））

【A】共通事項

項目	景観形成基準 (法第8条第4項二号イ及びニの基準)
共通	<input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。 <input type="checkbox"/> 「市全域の景観形成方針」に即し、市全域のゾーン区分ごとの景観形成の方針に沿って、それぞれの行為において良好な景観形成に向けた配慮に努める。 <input type="checkbox"/> 景観形成上重要な山地、草地、農地、河川、歴史的遺産、町並み等に対する主要な視点場からの眺望を妨げない位置とすること。 <input type="checkbox"/> 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状を変えないように努めること。

【B】行為別事項

項目	景観形成基準 (特記項目を除き法第8条第4項二号イの基準)	
建築物・工作物 (法17条第1項の特定届出対象行為)	壁面の位置の制限	<input type="checkbox"/> 壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮する。(法第8条第4項二号ハの基準)
	規模・配置	<input type="checkbox"/> 隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とする。 <input type="checkbox"/> 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とする。 <input type="checkbox"/> 周辺に社寺林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とする。 <input type="checkbox"/> 行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とする。
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とする。 <input type="checkbox"/> 遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 壁面は、適度な分節化や開口部の設置等により、単調さや圧迫感を与えないよう工夫すること。 <input type="checkbox"/> 歴史的な建築物の改築または修繕にあたっては、建築物の材料の一部または外壁等の意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努める。
	素材	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和した素材を使用する。 <input type="checkbox"/> 地域の自然素材(木、土、石等)または伝統的素材を使用するように努める。
	色彩	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根等には、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 <input type="checkbox"/> マンセル表色系における色彩基準(注) ・色相 R・YR・Y 系 — 彩度 5 以下 ・色相 上記以外の有彩色 — 彩度 3 以下 <input type="checkbox"/> 外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないよう努める。

項目		景観形成基準 (法第8条第4項二号二の基準)
建築物・工作物 (法17条第1項の特定届出対象行為)	設備	<input type="checkbox"/> 屋上等に設置する工作物や設備類は、通り等から見えないように配慮する、又は建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 付随する設備類は、可能な限り、道路等の公共の場から容易に目に見えない位置に配置する。やむを得ず配置する場合には、修景措置を工夫する。
	外構・緑化	<input type="checkbox"/> 道路との境界部を中心に、樹木や生垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう周囲からの見え方に配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物等に付随する塀や柵等を設置する場合には、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 付属駐車場では、通りから見た際、閑散とした印象を最小限とするよう、道路との境界部を中心に植栽を施したり、敷地内での植栽や舗装での工夫を行う。 <input type="checkbox"/> フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮する。
開発行為等		<input type="checkbox"/> 地形を踏まえ、地形改変が最小限となるよう配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には、長大なものや周囲に対し圧迫感を与えるものとならないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には緑化等の措置を行う等、周囲との調和に努める。
土地の開墾及びその他の土地の形質の変更		<input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮する。 <input type="checkbox"/> できる限り、既存のまとまった樹林地は保全・活用する。
土石の採取及び鉱物の掘採		<input type="checkbox"/> 植生や動植物の生態系など、貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。
屋外における物件の堆積		<input type="checkbox"/> 資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。 <input type="checkbox"/> できる限り、道路、公園等の公共の場所から見えないよう、道路との境界部に植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。
木竹の伐採		<input type="checkbox"/> 目的に応じ、伐採が必要最小限のものであること。 <input type="checkbox"/> 既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。 <input type="checkbox"/> 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。

色彩基準についての(注)

ただし、次に掲げるものについては、適用除外とする。

- ①他の法令の規定により義務付けられたもの。
- ②計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- ③自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合。
- ④神社、寺院、橋梁等で地域住民から親しまれ、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- ⑤1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー。
- ⑥その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの。

2. 城下町地区（景観形成重点地区）

2.1. 届出対象行為の基準

（町並み景観エリア、眺望景観エリア共通）

城下町地区の届出対象行為及び景観形成基準を次のように定めます。

区 分		届け出基準
建築物 ※建築物に付随する、門、塀を含む。 （景観法第16条第1項第1号に掲げる行為）	新築、増築、改築又は移転	高さが5m以上又は床面積が10㎡以上であるもの
	除去	垣、柵、門、塀の場合 高さが1m以上又は長さが10m以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるもの
工作物 （景観法第16条第1項第2号に掲げる行為）	垣、柵、門、塀その他これらに類するもの	見附面積が10㎡以上のもの
	擁壁	
	煙突	
	コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの	高さが3m以上のもの
	高架水槽、冷却塔、給水塔、排気塔その他これらに類するもの（塔状工作物）	
	観覧車、コースターその他遊戯施設	
	橋梁、歩道橋、高架道路その他これらに類するもの	新設、増築、改築若しくは移転 長さが10m以上のもの
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	
	自動車車庫（立体駐車場）	
	製造施設、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの	高さが3m以上、又は築造面積が10㎡以上であるもの
	石油、ガス、LNG、穀物、飼料貯蔵槽、汚水処理施設、汚物処理施設その他これらに類するもの	※太陽光発電設備その他これらに類するものについては次ページ解説図参照
	太陽光発電設備その他これらに類するもの	
	上記以外の工作物	
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（上記に該当する場合を除く）		当該行為に係る部分の面積が10㎡以上のもの

区 分		届け出基準
開発行為	土地の区画・形質変更	土地の形質の変更の面積が 100 m ² 以上のもの、又はのりの高さが2 m以上の切土又は盛土を伴うもの
土地	開墾、形質変更	
土石、鉱物	採取・掘採	
屋外の物件	堆積	堆積を行う土地の面積が 100 m ² 以上のもの又は堆積の高さが2 m以上のもの（堆積の期間が継続して90日以下のものを除く）
木竹	伐採	独立木で、高さが10 m以上のもの、又は1.5 mの高さにおける幹の周囲が1 m以上のもの

備考

1 敷地内に複数の建築物がある場合は、建築物の規模等は、棟ごとに適用する。

2 工作物の高さについては、建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物上端までの高さとし、増築にあつては増築後の高さとする。

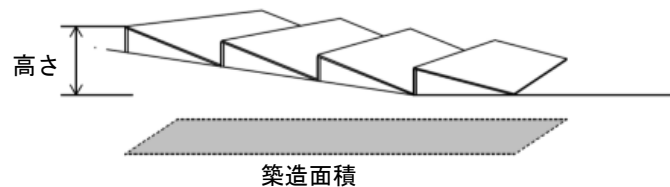
太陽光発電設備その他これらに類するもの

(高さ)

太陽光発電設備の最上部から最下部
(地盤面) までの高低差です。

(築造面積)

太陽光発電設備の水平投影面積です。



2.2. 景観形成基準（城下町地区（景観形成重点地区））

（町並み景観エリア）

【A】共通事項

項目	景観形成基準 (法第8条第4項二号イ及び二の基準)
共通	<input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。 <input type="checkbox"/> 「城下町地区（景観形成重点地区）の景観形成方針」に即し、それぞれの行為において良好な景観形成に向けた配慮に努める。 <input type="checkbox"/> 広瀬神社、愛染堂、旧竹田荘から眺望する歴史的景観と調和すること。 <input type="checkbox"/> 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状を変えないように努めること。

【B】行為別事項

項目	景観形成基準 (特記項目を除き法第8条第4項二号イ及び二の基準)	基準の適用 ※1		
建築物・工作物（法17条第1項の特定届出対象行為）	高さの限度	<input type="checkbox"/> 高さは、15mを限度とし、周囲の高さと揃える。 ※改築の場合、改築前の高さが15mを超える場合はその高さまで。 （法第8条第4項二号ロの基準）	◎	
	壁面の位置の制限	<input type="checkbox"/> 通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する家屋の壁面に揃える。（法第8条第4項二号ハの基準） <input type="checkbox"/> 3階以上の部分は、立地条件にあわせて後退させ、通りへの圧迫感を軽減する。（法第8条第4項二号ハの基準）		
	規模配置	<input type="checkbox"/> 昔の敷地割を尊重した建て方とする。建物を分棟形式としたり、大きい壁面をつくる場合は分節化する。 <input type="checkbox"/> 駐車スペース等を確保するためやむを得ず家屋を後退させる場合は、門・塀の設置等により、まちなみの連続性を損なわないようにする。		
	外壁 建具	形態意匠	<input type="checkbox"/> 歴史的な背景に根ざした伝統的な形態・意匠の採用に努める。 <input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 <input type="checkbox"/> 壁面及び建具については、伝統的様式（※2）を基本とし、町並みの連続性を損なわないような意匠とする。	◎
		素材	<input type="checkbox"/> 仕上げ材は、周囲の町並みと調和した落ち着いた材質感のあるものを使用する。	◎
		色彩	<input type="checkbox"/> 壁の色は、白または灰色もしくは茶系統とし、歴史的風致と調和した落ち着いた色のある色彩とする。 <input type="checkbox"/> 建具の色は、黒または茶系統の落ち着いた色とする。	◎
屋根 庇	形態意匠	<input type="checkbox"/> 屋根は勾配屋根とし、その勾配は周囲の屋根と類似したものとする。 <input type="checkbox"/> 通りに面する家屋は、1階には周囲の家屋に類似した高さの下屋または庇を設ける。	◎	
	素材色彩	<input type="checkbox"/> 屋根及び庇は、銀鼠色系の日本瓦葺きとする。 やむを得ず他の材料を使用する場合は、瓦葺きの屋根と調和する形態のものとし、その色彩は銀鼠色系の色とする。	◎	

第V章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目		景観形成基準 (特記項目を除き法第8条第4項二号イ及び二の基準)	基準の適用 ※1
建築物・工作物 (法17条第1項の特定届出対象行為)	設備	<input type="checkbox"/> 空調機等の設備は、主要な眺望点及び通りから見えないように設置する。やむを得ず露出する場合は、目隠し等で目立たないようにする。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備等は、美しい屋根並み景観を保全するために屋根及び屋上には設置しないものとする。 ※ただし、景観と調和したものはその限りでない。	◎
	外構・緑化 ※空地への配慮	<input type="checkbox"/> 道路との境界部を中心に、樹木や生垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう周囲からの見え方に配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物等に付随する塀や柵等を設置する場合には、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場、未利用地は、閑散とした印象を最小限とするよう、周囲の町並みとの連続性に配慮した囲障の設置、道路との境界部への植栽、敷地内での植栽や舗装の工夫を行う。	○
	門・塀 石垣	<input type="checkbox"/> 門、塀、石垣を設置する場合、周辺の伝統様式にならい、自然素材を極力使用する。 <input type="checkbox"/> フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮する。	◎ ※3
開発行為等	<input type="checkbox"/> 地形を踏まえ、地形改変が最小限となるよう配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には、長大なものや周囲に対し圧迫感を与えるものとならないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には緑化等の措置を行う等、周囲との調和に努める。	○	
土地の開墾及びその他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮する。 <input type="checkbox"/> できる限り、既存のまとまった樹林地は保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 植生や動植物の生態系など、貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。		
土石の採取及び鉱物の掘採			
屋外における物件の堆積	<input type="checkbox"/> 資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。 <input type="checkbox"/> できる限り、道路、公園等の公共の場所から見えないよう、道路との境界部に植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。	○	
木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 目的に応じ、伐採が必要最小限のものであること。 <input type="checkbox"/> 既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。 <input type="checkbox"/> 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。	○	

上記基準は、城下町の町並みに調和していればこの限りではありません。

※1 基準の適用：◎必須、○お願い（協議）

※2 伝統的様式：改修する場合は江戸、明治、大正、昭和初期のそれぞれの時代を想起させる建物のデザインとし新築する場合は周囲の建物との調和に配慮した様式とする

※3 門・塀・石垣：通りから見える箇所において必須とする



図 町並み景観エリアの景観形成基準に即して整備したイメージ

(眺望景観エリア)

基本は、市全域の景観形成基準と同じ内容ですが、歴史的な環境や眺望景観に配慮するため、以下の下線部分を付加しています。

【A】 共通事項：広瀬神社、岡城跡からの眺望景観保全の基準

【B】 行為別事項：建物高さ及び屋根の素材と色

【A】 共通事項

項目	景観形成基準 (法第8条第4項二号イ及び二の基準)
共通	<input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。 <input type="checkbox"/> 「城下町地区（景観形成重点地区）の景観形成方針」に即し、それぞれの行為において良好な景観形成に向けた配慮に努める。 <input type="checkbox"/> <u>広瀬神社から見て現存する緑地帯の帯への眺望を遮らない高さ・位置とすること。（38 ページ眺望景観保全範囲を参照）</u> <input type="checkbox"/> <u>岡城跡から見て城下町や周辺の美しい山等への眺望を遮らない高さ・位置とすること。</u> <input type="checkbox"/> 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状を変えないように努めること。

【B】 行為別事項

項目	景観形成基準 (特記項目を除き法第8条第4項二号イ及び二の基準)
建築物・工作物（法17条第1項の特定届出対象行為）	高さの限度 <input type="checkbox"/> 高さは15m以内とする。 ※改築の場合、改築前の高さが15mを超える場合はその高さまで。 （法第8条第4項二号ロの基準）
	壁面の位置の制限 <input type="checkbox"/> 壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮する。（法第8条第4項二号ハの基準）
	規模・配置 <input type="checkbox"/> 隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とする。 <input type="checkbox"/> 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とする。 <input type="checkbox"/> 周辺に社寺林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とする。 <input type="checkbox"/> 行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とする。
	形態・意匠 <input type="checkbox"/> 隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とする。 <input type="checkbox"/> 遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> <u>屋根及び庇は、銀鼠色系の日本瓦葺きとする。</u> <u>やむを得ず他の材料を使用する場合は、瓦葺きの屋根と調和する形態のものとし、その色彩は銀鼠色系の色とする。</u> <input type="checkbox"/> 壁面は、適度な分節化や開口部の設置等により、単調さや圧迫感を与えないよう工夫すること。 <input type="checkbox"/> 歴史的な建築物の改築または修繕にあたっては、建築物の材料の一部または外壁等の意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努める。
素材 <input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和した素材を使用する。 <input type="checkbox"/> 地域の自然素材（木、土、石等）または伝統的素材を使用するように努める。	

項目		景観形成基準 (法第8条第4項二号イ及びニの基準)
建築物・工作物 (法17条第1項の特定届出対象行為)	色彩	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根等には、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 <input type="checkbox"/> マンセル表色系における色彩基準(注) ・色相R・YR・Y系 — 彩度5以下 ・色相上記以外の有彩色 — 彩度3以下 <input type="checkbox"/> 外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないよう努める。
	設備	<input type="checkbox"/> 屋上等に設置する工作物や設備類は、通り等から見えないように配慮する、又は建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 付随する設備類は、可能な限り、道路等の公共の場から容易に目につかない位置に配置する。やむを得ず配置する場合には、修景措置を工夫する。
	外構・緑化	<input type="checkbox"/> 道路との境界部を中心に、樹木や生垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう周囲からの見え方に配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物等に付随する塀や柵等を設置する場合には、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 付属駐車場では、通りから見た際、閑散とした印象を最小限とするよう、道路との境界部を中心に植栽を施したり、敷地内での植栽や舗装での工夫を行う。 <input type="checkbox"/> フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮する。
開発行為等	<input type="checkbox"/> 地形を踏まえ、地形変化が最小限となるよう配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には、長大なものや周囲に対し圧迫感を与えるものとならないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には緑化等の措置を行う等、周囲との調和に努める。	
土地の開墾及びその他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮する。	
土石の採取及び鉱物の掘採	<input type="checkbox"/> できる限り、既存のまとまった樹林地は保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 植生や動植物の生態系など、貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。	
屋外における物件の堆積	<input type="checkbox"/> 資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。 <input type="checkbox"/> できる限り、道路、公園等の公共の場所から見えないよう、道路との境界部に植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。	
木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 目的に応じ、伐採が必要最小限のものであること。 <input type="checkbox"/> 既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。 <input type="checkbox"/> 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。	

色彩基準についての(注)

ただし、次に掲げるものについては、適用除外とする。

- ①他の法令の規定により義務付けられたもの。
- ②計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- ③自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合。
- ④神社、寺院、橋梁等で地域住民から親しまれ、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- ⑤1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー。
- ⑥その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの。

(広瀬神社からの眺望景観保全基準)

広瀬神社から見て既存の緑の帯への眺望を遮らない建物高さとする。

具体的には、西宮神社、愛染堂、妙見寺の屋根の先端を結ぶ線を越えて建物を建てない。

(視点場)

視点場の位置 (地上高1.5m)

広瀬神社から北西方向 (竹田駅) を望む位置



図 視点場の位置と眺望景観保全範囲

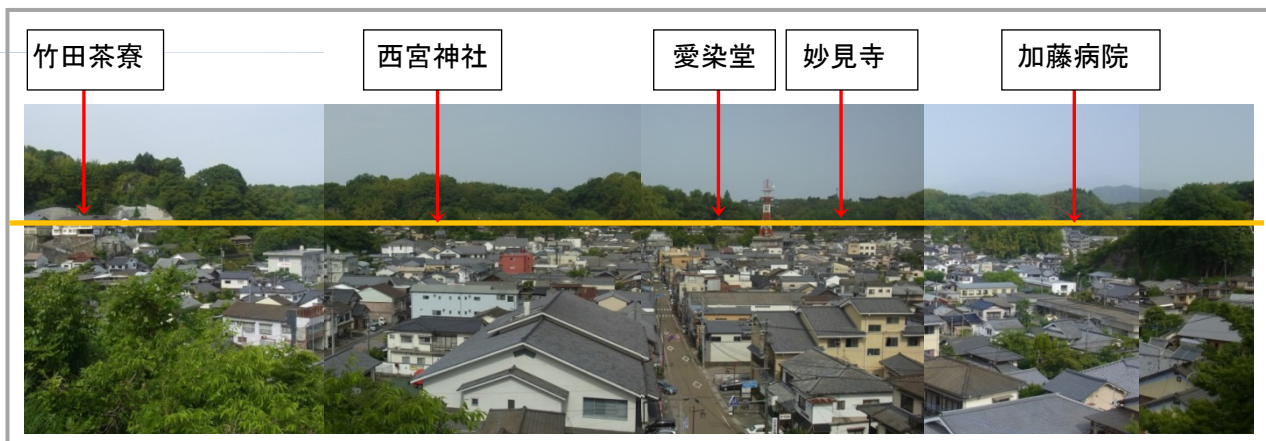


図 広瀬神社からの眺望保全範囲

3. 届出の流れ

竹田市景観計画及び景観条例に基づく行為の届出の流れは、以下のとおりです。

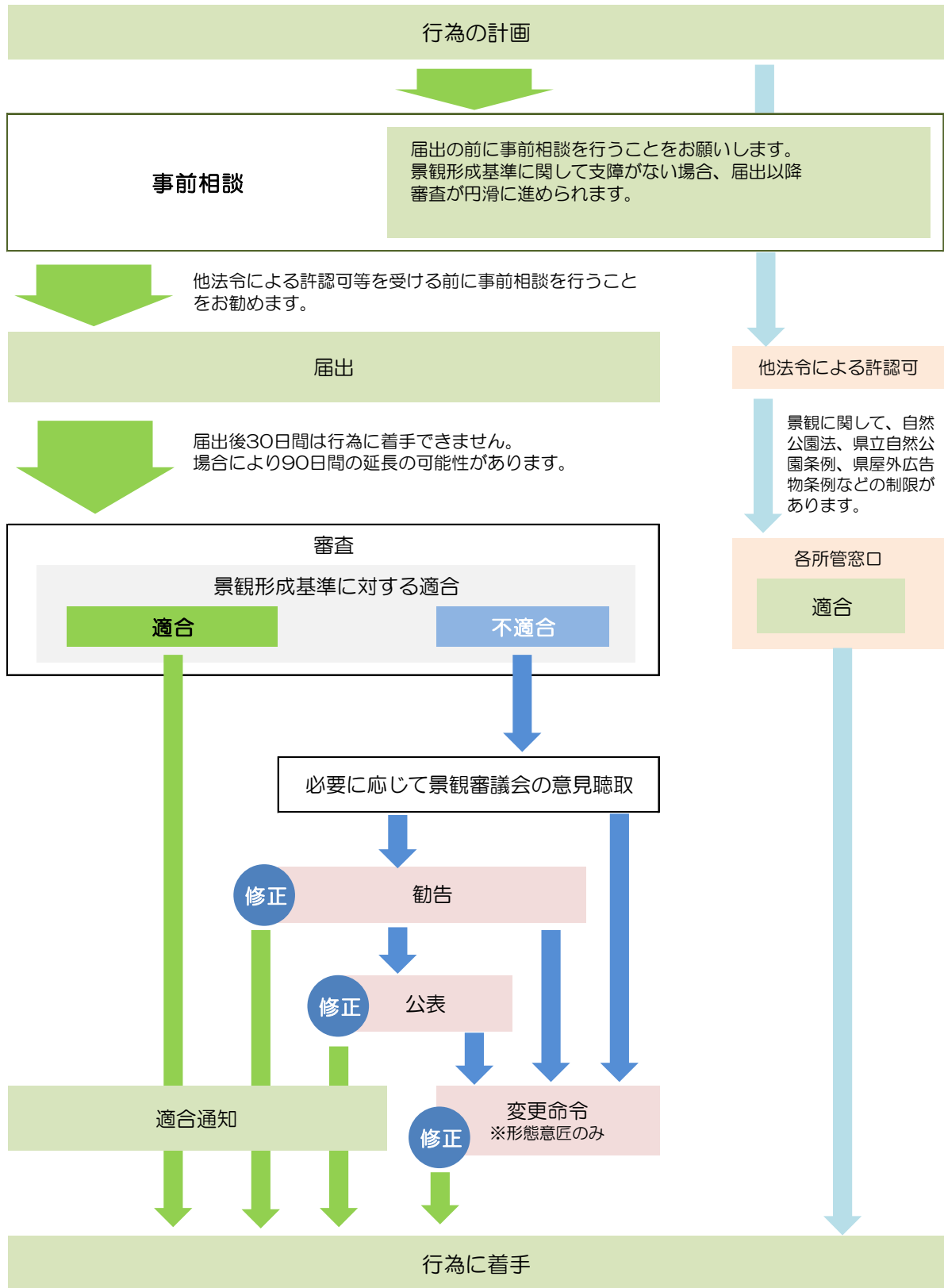


図 竹田市景観条例に基づく届出の流れ

第VI章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定、屋外広告物の表示及び掲出、景観重要公共施設の整備等に関する事項

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

1.1. 景観重要建造物の指定方針

地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものについては、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定します。

- 1) 地域の良好な景観を特徴付けている建造物であること。
- 2) 歴史的、または建築的価値を持つ建造物であること。(文化財保護法による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く。)
- 3) 地域住民に親しまれ愛されている建造物であること。

1.2. 景観重要樹木の指定方針

地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものについては、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定します。

- 1) 市内の他の地域では見ることができない希少な価値を有する樹木であること。
- 2) 相当の樹齢を重ねた古木や巨大樹木であること。(文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く。)
- 3) 地域のシンボルとなっており、市民に親しまれ愛されている樹木であること。

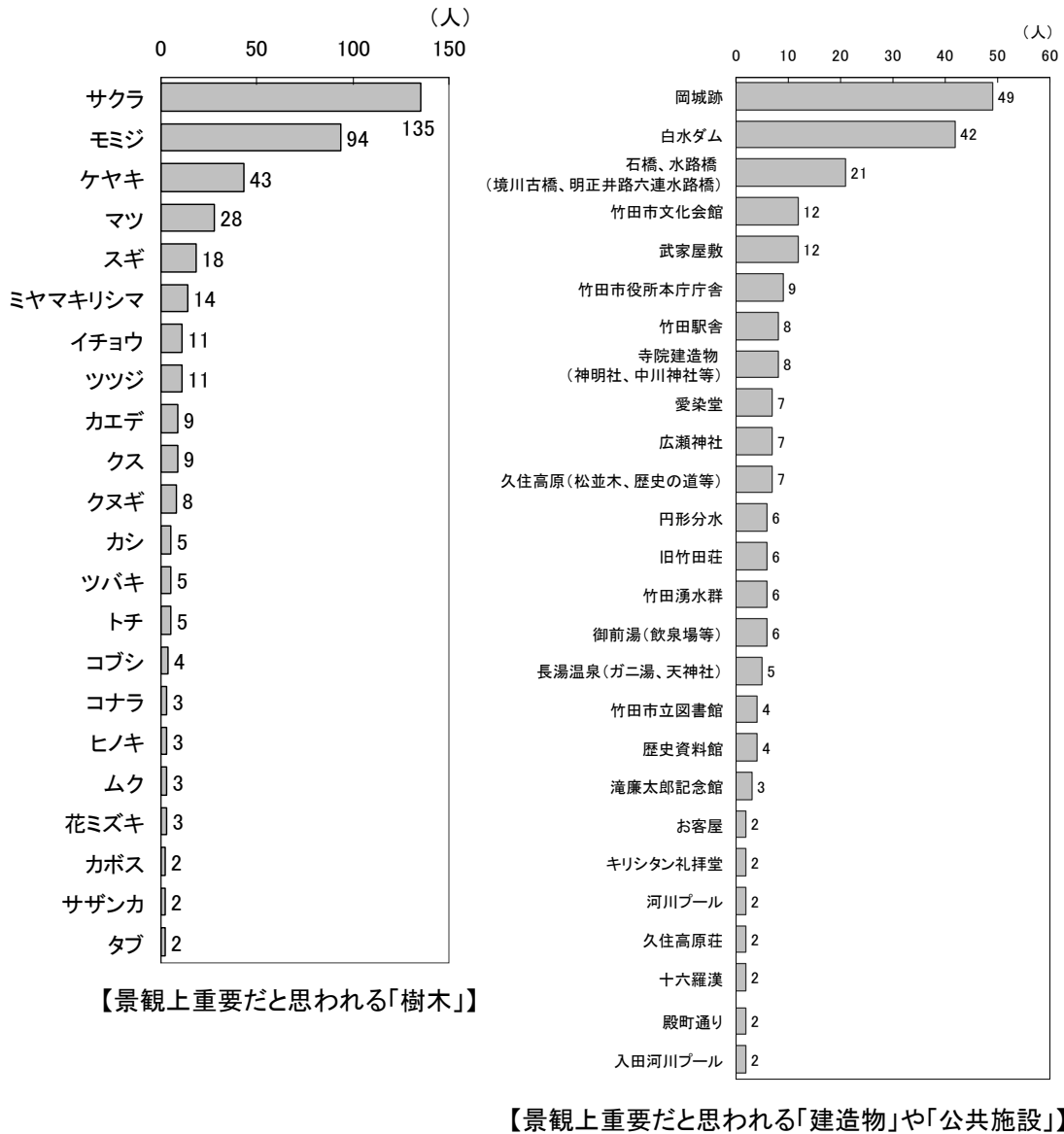


図 【参考】竹田市の景観上重要だと思われる樹木、建造物

<出典>平成 23 年度市民アンケート調査(竹田市)

2. 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項

2.1. 基本的な考え方

屋外広告物は、景観を構成する要素の1つであり、その表示・掲出の方法により景観形成に与える影響は大きなものとなります。

現在、市内において、一定の屋外広告物を表示・掲出する際には、大分県屋外広告物条例に基づく許可基準が定められており、許可が必要な場合があります。

本市では、屋外広告物もそのデザインや掲出方法によっては、景観を構成する重要な要素となることを踏まえ、屋外広告物の表示及び掲出について、配慮事項を示し、景観と調和のとれた経済活動を誘導するよう努めます。

2.2. 屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項

魅力ある景観を阻害せず、周囲と調和した屋外広告物の表示及び掲出を誘導するため、表示及び掲出にあたっては、以下の点について配慮を求めます。

[配慮事項]

- 周囲の景観に大きな影響を与えないよう、表示面積は必要最小限とする。
- 複数の屋外広告物を掲出する場合には、数・設置位置を集約する。
- のぼり旗、張り紙などは最小限の数とする。
- 安全上、支障のないよう定期的な維持管理に努める。
- 名勝等の優れた自然景観を有する地域では、眺望を阻害するところへの設置を避ける。
- 奇抜な色彩や多色使いによる派手なデザイン、蛍光色や反射材の使用は避ける。
- 特色ある景観を有する地域では、地域イメージを阻害しないよう素材・デザイン、設置位置等において配慮する。

3. 景観重要公共施設の整備等に関する事項

3.1. 景観重要公共施設の指定方針

道路・橋梁・公園・河川、公共建築物等の公共施設は大規模なものが多く、地域一体の景観に与える影響も大きいことから、良好な景観形成のために先導的な役割を担っていく必要があります。

したがって、すべての公共施設について景観形成基準を遵守するものとします。また、届出対象行為に該当する公共施設については、景観法第 16 条第 5 項の通知に基づき協議を行うものとします。

管理者の同意を得た公共施設を『景観重要公共施設』に指定し、整備基準や占用の許可基準を定め、景観計画に即した整備を求めることができます。

よって、以下の公共施設について、国・県等の管理者との協議を行った上で、適宜、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行い、魅力ある公共施設の整備とその周辺の良い景観の形成を推進します。

- 1) 大規模な公共施設
- 2) 地域のシンボルとして市民に親しまれている公共施設
- 3) 良好な景観や自然風景地に位置する公共施設
- 4) その他、景観的な影響が大きいと考えられる公共施設、または、新たに良好な景観形成を図る必要のある公共施設

第VII章 市民・事業者・行政の協働で進める景観形成

1. 市民・事業者・行政の役割

竹田市の良い景観を守り育てていくためには、市民、事業者、行政が景観形成におけるそれぞれの役割をしっかりと認識し、協力し合いながら主体的に取り組むことが必要です。

1.1. 市民の役割

自分の住むまちや集落等の身近な環境に目を向け、関心を持ち、課題を認識することが大切です。

地域の清掃・美化活動、緑化活動など、身近な潤いづくりや生活景観の向上に主体的に寄与することが大切です。

地域団体、各種団体、行政等による景観形成に関わる取組みや事業に積極的に参画・協力することが大切です。

1.2. 事業者の役割

市民と同様に景観形成の担い手として、周辺景観に十分配慮した事業活動の実施や事業活動を通じて良好な景観の形成に寄与することが大切です。

また、景観形成に関わる取組みや事業への積極的な参画・協力が大切です。

1.3. 行政の役割

市民、事業者、地域、各種団体等の景観形成に関わる活動を支援していきます。

良好な景観形成に関わる情報発信や景観学習等の啓発活動を実施し、景観形成の担い手づくりを推進します。

景観行政の主体である景観行政団体として、良好な景観形成に向けた施策を総合的、計画的に推進します。

2. 景観形成を推進するための取り組み

2.1. 市民団体による景観計画の提案

景観法に、土地等の所有者に加えまちづくりの推進を図る活動を行う NPO、一般社団・財団法人は、所有者等の同意を得て景観計画の策定又は変更を提案できる制度があります。

良好な景観の形成には、住民、まちづくり NPO、市民団体等の持続的な景観形成の取組が不可欠であることから、法に規定される法人格を有していない校区の自治会等で身近な地域の良好な景観形成の活動に取り組む団体を、景観形成市民団体に認定し、景観計画を提案できるようにします。

また、提案にかかる土地の規模は、原則として 0.5 ヘクタール以上とされていますが、身近な地域の景観形成を推進するために、より小規模な 0.1 ヘクタール以上とします。

2.2. 景観整備機構の指定

景観法に定められた景観整備機構の制度とは、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の推進を図る観点から、景観行政団体が、景観の保全・整備能力を有する公益法人、NPO を指定するものです。

竹田市には、すでに歴史的な町並み景観の保全を進める団体、くじゅう高原を保全し魅力を案内する団体、草原景観を維持する野焼き活動を行う団体など、多くの民間団体が活動していますので、積極的に景観法に基づき指定要件を満たす法人は景観整備機構に指定し、景観形成を担う民間活動を推進します。

2.3. 景観審議会の設置

良好な景観の形成に関する重要事項について審議し意見をいただくために、学識経験者、景観形成に関係する団体の代表者などで構成する景観審議会を設けます。

景観審議会は、定期に開催し、市民との協働や景観形成施策についての意見や届出に対する勧告、景観計画・条例の見直しについての判断を求めます。

2.4. 景観まちづくり学習

景観についての関心と理解を深めるために景観タウンウォッチングを開催します。身近な景観の観察のほか景観まちづくり事例や景観協定など景観法を活用した自主的な景観づくりを共に学びます。

2.5. 経費の助成

城下町の歴史的な町並み景観の整備を進めるため、民間の建築物等の修景工事に対して経費の補助を行っています（竹田市歴史的街並み景観形成等補助）。歴史的な景観の価値と助成する意義を市民に理解していただいて、引き続き景観の整備を推進します。

2.6. 推進体制のイメージ

実効力のある良好な景観形成を推進するためには、届け出行為者(市民等)、景観整備機構、景観審議会、竹田市等、多様な主体が相互に関係を持ちながら、取り組む必要があります。

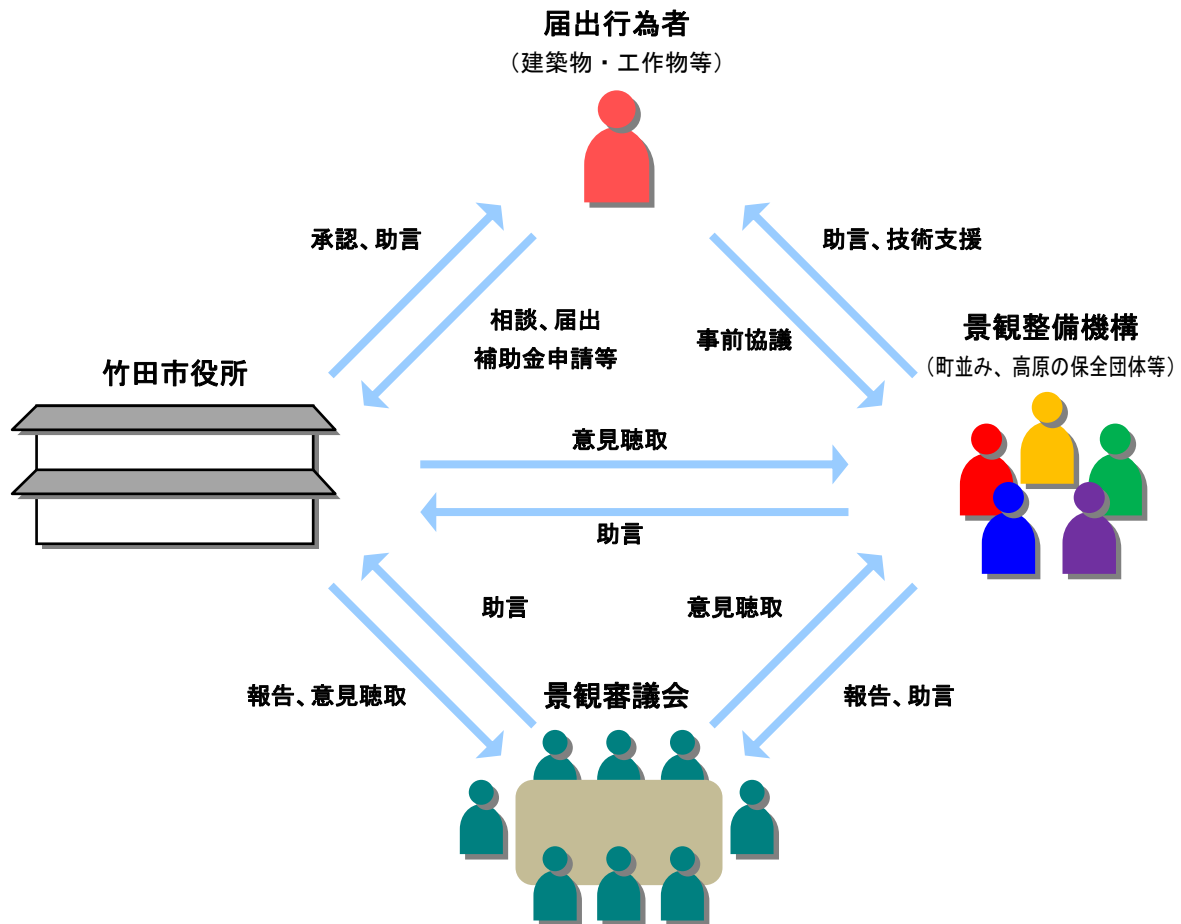


図 推進体制のイメージ

3. 景観形成重点地区以外での重要な景観資源の保全・整備の 取り組み方策

景観形成重点地区以外の地域でも、重要な景観資源等が多数存在します。良好な景観形成に向けては、市民、行政、事業者が協働で取り組むことが大切です。景観計画の提案制度や景観協定などを活用しながら、景観づくりのルールや取り組みを地域ごとに進めて行くことを期待しています。

(1) 市街地ゾーン

(重要な景観資源)

長湯温泉は、江戸時代に藩主・藩士の湯治に認められていた古い温泉地であり、温泉宿の多くは芹川沿いに位置し、温泉街は芹川に平行する旧県道 30 号沿線を中心に形成されています。日本有数の炭酸泉を有し、多くの文化人や著名人にも利用され、観光客のくつろぎの場として長く栄えてきた歴史を有します。

【芹川周辺の景観】

芹川沿いには、川中の露天風呂ガニ湯、市営御前湯のほか個性豊かな建築物が点在しています。

(景観の保全・整備の取り組み方策)

長湯温泉は、歴史が醸し出した温かみと落ち着きを有し、周辺の自然景観とも調和した町並みの保全及び創出が必要です。温泉地の景観整備の先例である由布院温泉、黒川温泉等では、良好な景観づくりが、温泉地の価値を向上させ、宿泊客・観光客の増加による経済効果をもたらしています。

長湯温泉は、全市域を対象にした景観形成基準・届出基準を適用していますが、個性豊かな温泉地づくりに向けた景観誘導ができるように、詳細な景観形成基準と小規模な行為から届出を求める届出基準を適用する景観形成重点地区への移行に向け合意形成が進められることが望まれます。



【長湯温泉の町並み】



【潤いを感じる植栽】



【芹川と温泉旅館】



【ガニ湯】



【御前湯】



【長湯ダム】

(2) 自然公園ゾーン

(重要な景観資源)

阿蘇くじゅう国立公園付近では、高原ならではの草原の大パノラマが広がり、山腹から麓にかけては、溪谷と尾根が織りなす森林や棚田が四季折々に美しい姿を見せます。

【草原景観】

草原に春を告げる炎と言われる野焼きは、高原に住む人々と大自然との共生により営まれ、牛馬を飼育するために必要な草地を維持する行為です。

久住とその周辺の草原は、この人為の積み重ねによって維持されてきた美しい自然景観を有しています。

その一部は、全国で 50 カ所の一つとしてラムサール条約湿地に指定されている貴重な草地です。

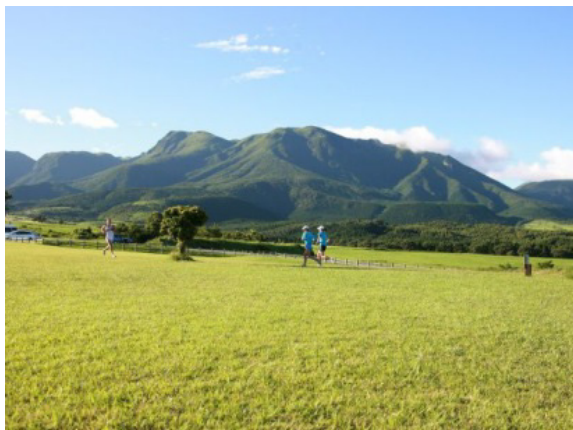
また、草原風景の中に伸びる日田往還の松並木は、岡城と同じだけの歴史を有し、往時の人々の往来を偲ばせる貴重な景観資源です。

(景観の保全・整備の取り組み方策)

野焼きやそのための輪地切り（防火帯をつくるための草刈作業）は、多くの人手と労力を必要とします。近年、畜産業の低迷による畜産農家の減少や、過疎化・高齢化による労力不足により、草原が放置され自然の遷移による森林化や植林等が増大しています。平成 12 年に、32 年ぶりに復活した坊ガツルの野焼きは、ボランティアの実行委員会が野焼きを主催しています。

手つかずの自然ではなく野焼きなどの人の手が入ることにより維持されている豊かな草原景観は、前述の景観整備機構の仕組みを活用して活動の支援を行うことが考えられます。

また、草原景観の維持は、中川久清（岡藩の第 3 代藩主 入山公）も愛した大船山などくじゅう連山の保全や草原の希少な動植物に親しむ活動などの自然保護活動と広範に連携して取り組まれることが望まれます。



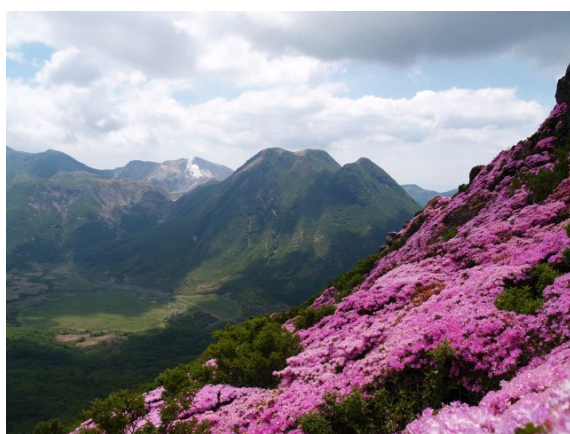
【久住高原】



【野焼きの風景】



【松並木と久住連山】



【ミヤマキリシマ群】



【山並みに調和した建物】



【グライダー滑空場】

(3) 田園・森林ゾーン

(重要な景観資源)

自然の造形を背景として、気候風土に適した形で農林業を営む中で、それぞれの地域に固有の個性ある美しい景観がつくられてきました。

【棚田】

棚田は、地域の方が共同作業をしながらつくりあげてきた守るべき美しい風景です。共同作業の際の合言葉として、お世話をするとの意味で「テマガシ」、「テマガエシ」などと言います。

【石造建造物(農業水利施設など)】

多くの石造の建造物が、竹田市の田園景観を特徴づけています。とりわけ、現在でも重要な水利機能を担っている農業水利施設群があります。昭和 13 年に竣工した白水ダム(国指定重要文化財)、円形分水、若宮井路笹無田石拱橋や明正井路第一拱石橋【六連水路橋】等です。また、山王橋、住吉橋、荻の交通と経済の発展に寄与した江戸時代(1846 年)に完成した岩戸橋等の石造橋は、地域の歴史を伝える重要な景観資源です。

(景観資源の保全・整備の取り組み方策)

過疎・高齢化が一段とすすみ、耕作の担い手ばかりではなく住民そのものがいなくなり、棚田の耕作放棄の深刻化が問題になっています。水利組合などの民間の建造物については、施設の維持管理の労力や費用負担が問題になっています。

良好な景観を支える仕組みとして、景観整備機構の制度があります。民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、景観の保全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人又は NPO を景観行政団体が景観整備機構として指定し、公的に良好な景観形成を担う主体に位置付けて、地域(あるいは公共)の委託に基づく活動を推進する制度です。

保全・整備の対象は、建造物のほか樹木、草原など多様なものが想定されます。

農地についても、景観整備機構が景観形成に資する作物の育成等の業務を行うことができます。景観整備機構に指定された公益法人や NPO であっても原則として農地の権利は取得できませんが、景観計画区域内の農業振興地域について景観農業振興地域整備計画を定めた場合、その計画に従って利用するためにその土地の所有権等の移転の協議を勧告できる(景観法第 56 条第 2 項)とされており、その勧告に係る農地又は採草放牧地については、農地法の規定に関らず使用貸借による権利又は賃借権の設定が可能です。



【棚田】



【農の景観】



【白水ダム】



【円形分水】



【岩戸橋】



【田園風景】

(4) 道路景軸・水景軸

(重要な景観資源)

田園・森林ゾーンの歴史的な石造建造物群のほかに、新たに形成される景観資源として期待されるものとして中九州横断道路があります。

【中九州横断道路】

今後、竹田市内で本格的に工事が進められますが、道路を構成する工作物やのり面などの構造物が、周辺の景観と調和することにとどまらず、走行する視点から見た沿道の景観の魅力が注目されています。

この主旨から日本風景街道（シーニックバイウェイ）として、登録制度が実施されています。近くでは、くじゅう山系を通る「やまなみハイウェイ」、また、国道 57 号の熊本県側「阿蘇くまもと路」が登録され、沿道地域での地域資源を活かした体験型観光や景観保全の取り組みが進められています。

(景観の保全・整備の取り組み方策)

中九州横断道路の事業主体である国土交通省は、「公共事業における景観検討の基本方針」を定め、「景観に配慮した社会資本整備は、地域の価値を向上させ、地域住民に精神的な豊かさをもたらす」として、適切な景観評価を含む景観検討を行うことにしています。したがって、景観に十分に配慮した道路整備が期待できますが、道路建設効果を、シーニックバイウェイのように沿道地域の活性化に結び付けるには、より積極的な関わりが必要です。

景観法第 15 条の景観協議会は、景観行政団体等が組織し、関係行政機関や、公益事業者、観光関係団体、商工関係団体、住民その他、様々な立場の関係者が、良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことが可能とされています。景観協議会は、公共施設の整備の進捗と並行して沿道の地域の振興を計画することにも活用できる法定の制度ですので、積極的な取り組みが期待されます。水景の保全・整備にも同様に活用できます。

資料編

1. 市民意向調査

市民にとって竹田市らしさを感じる場所や、竹田市にとって重要であると感じる場所の上位5つは、「岡城跡」、「久住高原」、「長湯温泉郷」、「くじゅう連山」、「白水の滝」となっています。



図 竹田市らしさを感じる場所、重要であると感じる場所

<出典>平成23年度市民意向調査(竹田市)

＜市民意向調査の概要＞
 本市における景観まちづくりを進めるために、市民アンケート調査を実施しました。

- ・方法：郵送による配布・回収
- ・時期：平成22年10月
- ・配布数：2,500部
- ・回収数：1,058部

2. タウンウォッチングの概要

2.1. タウンウォッチングの趣旨

一般の市民を対象に、町を歩きながら、景観形成基準、届出基準の考え方を現実の景観を見ながら理解してもらうため、タウンウォッチングを開催し、基準に対する意見をいただきました。

	開催日	出席者
城下町	平成27年1月24日(土)	16名
久住地域	平成27年1月31日(土)	5名
荻地域	平成27年2月7日(土)	8名
直入地域	平成27年2月8日(日)	12名
合計		41名

2.2. タウンウォッチングの様子

【城下町地区】



【久住地域】



【萩地域】

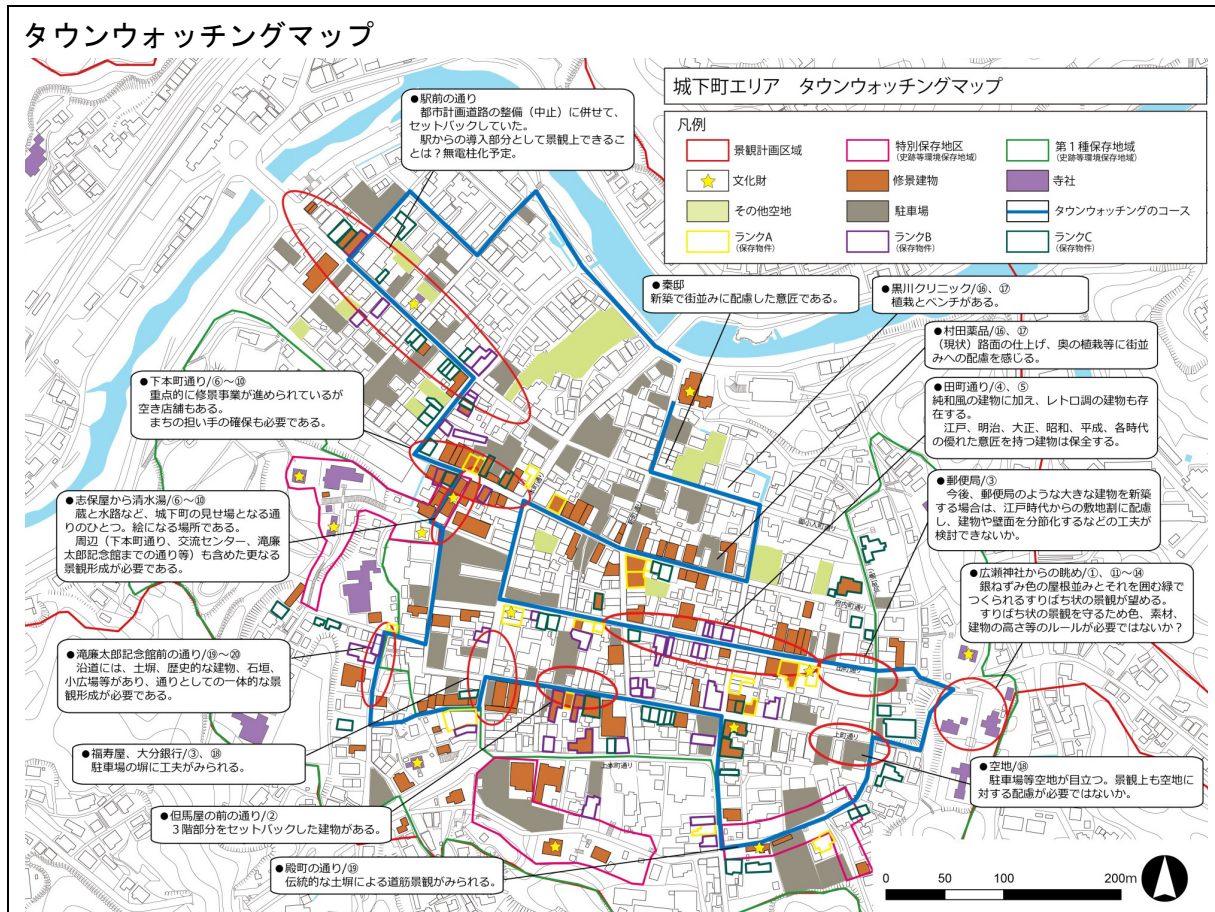


【直入地域】



2.3. 地域別の主な意見

(1) 城下町

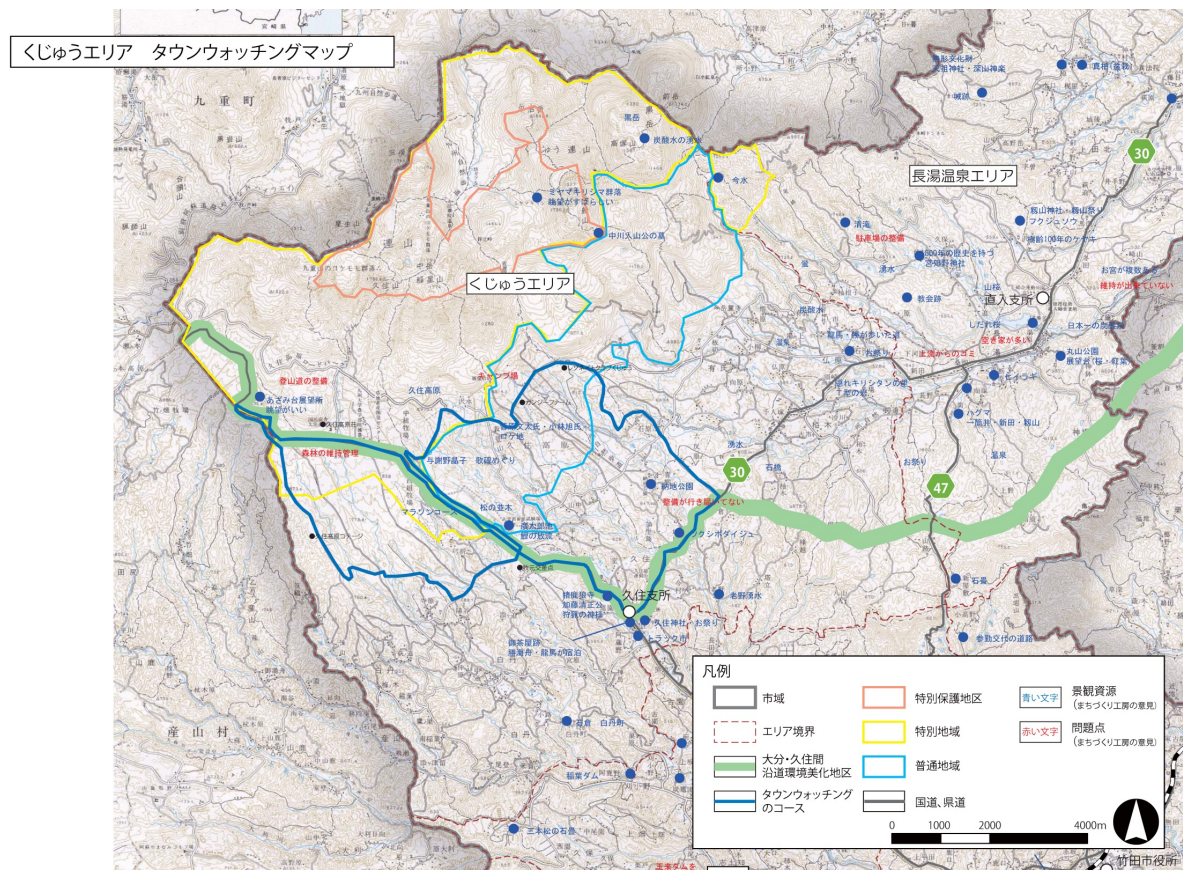


参加者の主な意見

- 駐車場が目立った。老朽化した空き家をどうにかして欲しい。
- 中津市と比較。中津市は壁面がコンクリートむき出しのものは少なく、城下町を意識したデザイン。電信柱が灰色でなく茶色。
- 屋根並みが大切。できるだけ鉄板葺きでなく瓦とした方が良い。
- 強化するエリアを設定する。町並みの連続性を確保するため、新築でも必須をお願いする区域を設定しては?
- 岡城を復元する、滝廉太郎記念館のような記念館を城下町につくり記念館巡りをするなど、新しい観光事業に取り組む。

(2) 久住地域

タウンウォッチングマップ

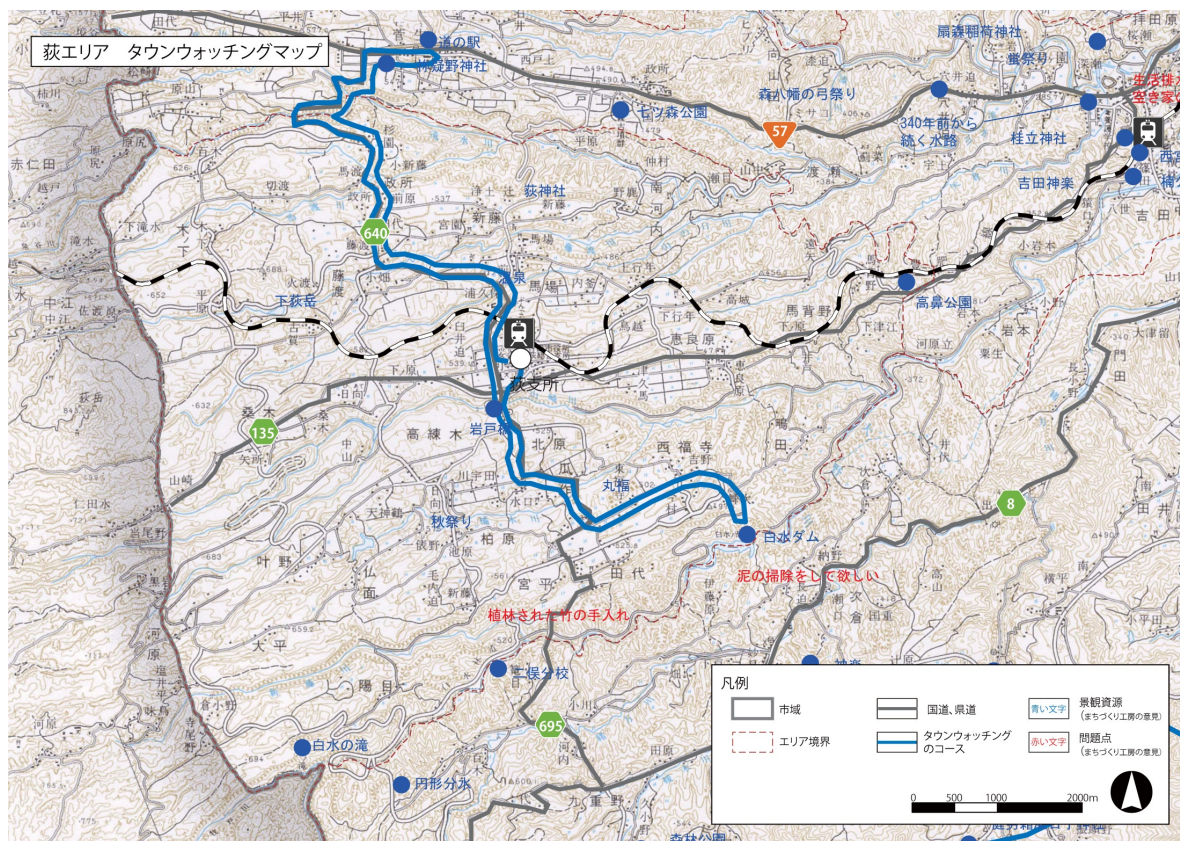


参加者の主な意見

- 地域の振興と景観を守ることのバランスが大切。くじゅうの景観が良いのは、そこに住む人の良さも関係がある。
- 松の背景に久住連山を見る風景が良かった。
- 居住空間と景観を守る空間を分けることも、良い景観を守るひとつの方法と思う。
- 星がきれいなので、夜の景観も大切。街灯の配置や光源の量など、夜空に星がはっきりと見えるような配慮が必要。
- 建物だけでなく、松並木などの植物の景観も大切。くじゅうの素晴らしい景観を地元が主体となって守っていきたい。

(3) 荻地域

タウンウォッチングマップ

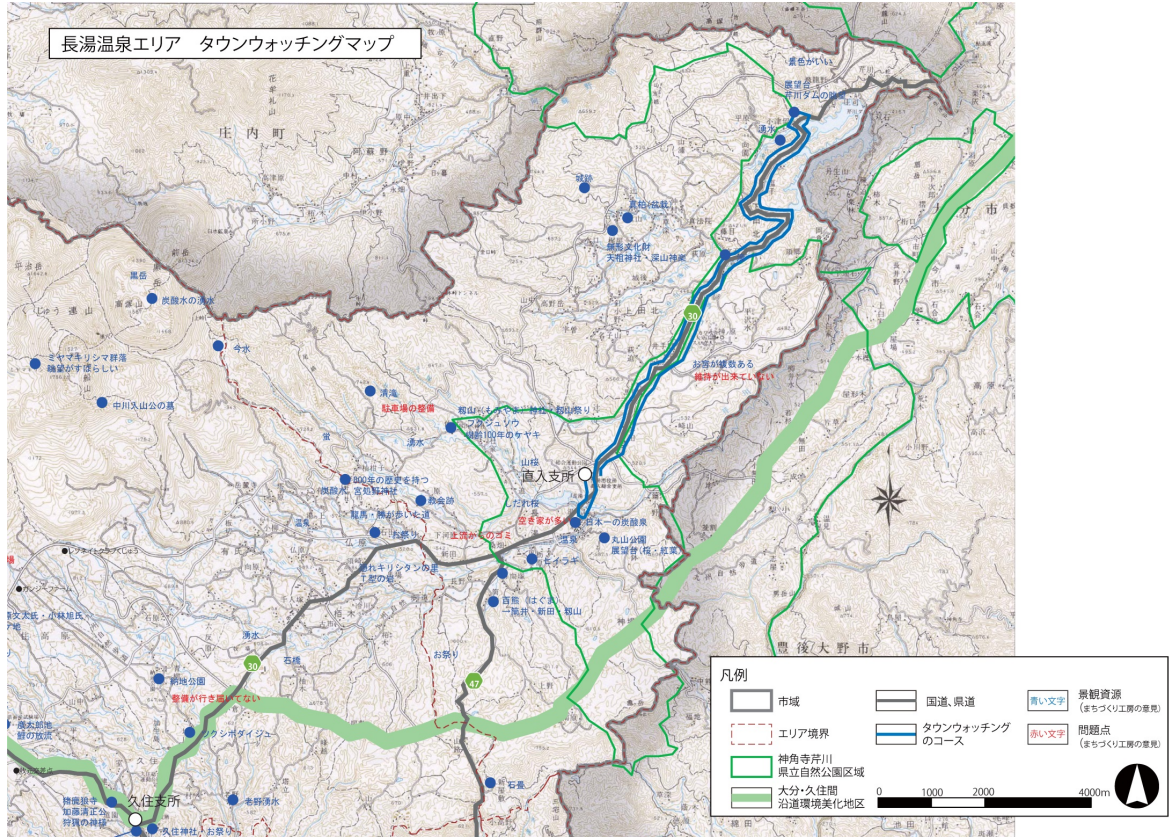


参加者の主な意見

- 四季毎の景観の良さを景観計画に活かしたい。
- 太陽光パネル等の問題に取り組むことが大切。
- 田園風景に高い建物や派手な色は調和しない。手摺は自然素材にした方が良い。
- 荻ほど景色の良い所はない。祖母、久住、阿蘇、九州 100 名山のうち 3 つを同時に見ることができる。祖母山の雪景色、上荻岳から見下ろす台地など、良い景観はたくさんある。
- 荻は農業のまち。ハウスなども含めた景観が荻の景観である。

(4) 直入地域

タウンウォッチングマップ



参加者の主な意見

- 温泉街の通りは、浴衣と下駄履きで、そぞろ歩きが絵になるよう、石畳等を整備してはどうか。
- 危険な空き家や空き地が増えてきている。
- 道路にはみ出している木は伐採するべき。
- 今あるものをどうにかすることも大切。ガニ湯のパイプがむき出しになっているのは残念。大金をかけず、景観を良くする工夫も大切。
- 案内のサイン板やのぼりは長湯温泉の温かい感じと調和させた方が良い。
- 長湯温泉は、道幅が狭く歩行者が危険。安全に歩けるようにして欲しい。

3. (参考) 色彩

(1) 色彩の表現

色彩の表現を個人差等の要因に左右されずに色を定量的に記号化して表現するマンセル表色系を採用しています。これは、色彩の尺度として、ひとつの色彩を「色相 (いろあい)」「明度 (あかるさ)」「彩度 (あざやかさ)」という3つの属性の組み合わせによって表現しています。これにより色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

○色相＝いろあいを表します

色相は、赤 (R)・黄 (Y)・緑 (G)・青 (B)・紫 (P) の5つの基本色相と黄赤 (YR)・黄緑 (GY)・青緑 (BG) 青紫 (PB)・赤紫 (RP) の5つの中間色相があり、その度合いを示す0～10の目盛りが付けられます。

○明度＝あかるさを表します

明度は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

○彩度＝あざやかさを表します

彩度は、あざやかさを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。

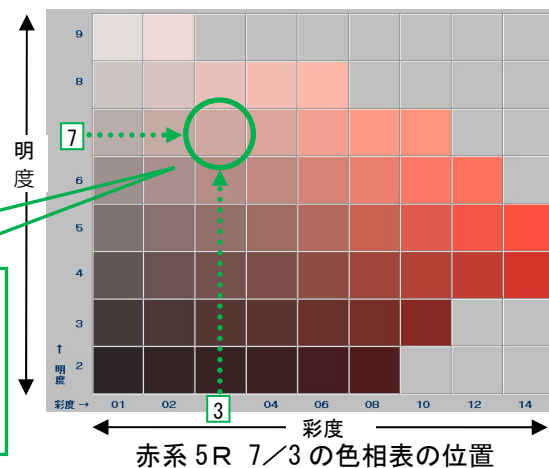
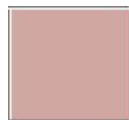
○マンセル記号

マンセル記号は、3つの属性を組み合わせでひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、5R7/3のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、明度と彩度の数字の間は判別のために/ (スラッシュ) を入れます。無彩色は、N4のようにNと明度を組み合わせて表記します。

マンセル記号の読み方

ごアール ななのさん

5R 7/3
色相 明度 彩度



(2) 色彩の構成

一般的に面積の広い外壁等を単色で統一すると、単調なイメージや威圧感を与えることがあります。これを避けるためには、色彩による適度な変化が必要です。

ただし、複数の色を使用する場合は、基調色 (ベースカラー)、従属色 (アソートカラー)、強調色 (アクセントカラー) の3つの色彩バランスについて検討する必要があります。

これら3つの色彩構成を全て用いる場合、ベースカラー：アソートカラー：アクセントカラーの割合は、一般的に70：25：5の比率で用いるとバランスが良いとされています。

○基調色 (ベースカラー) とは

構造物を構成する部位の中で、特に景観の印象に大きく影響を与える広い面積を持つ部位に施す色彩で、一般的に低彩度の色を使います。

○従属色 (アソートカラー) とは

全体の大まかな印象は変えずに、その対象物に表情を加える役割を持つ色彩です。広い部位が分節されることで威圧感は軽減されます。

○強調色 (アクセントカラー) とは

小さな面積に用いて個性を演出します。ベースカラーやアソートカラーに対してコントラストを持ち、全体を引き締めます。

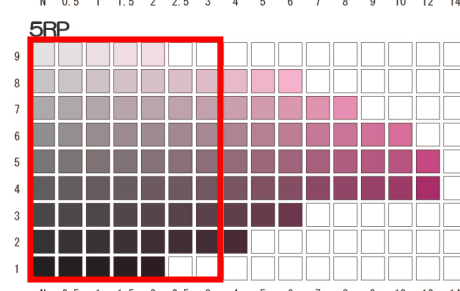
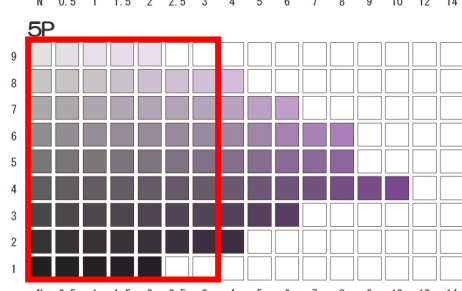
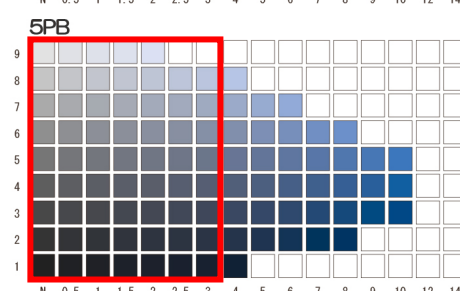
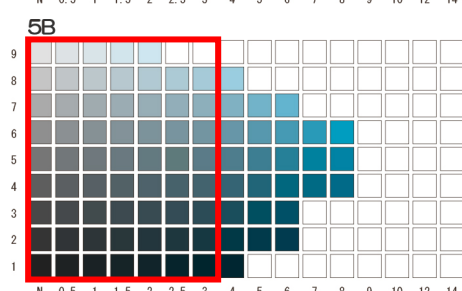
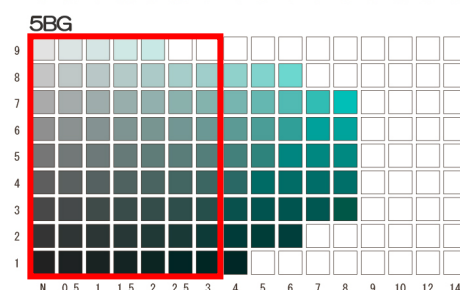
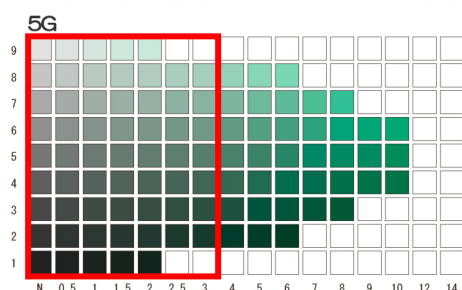
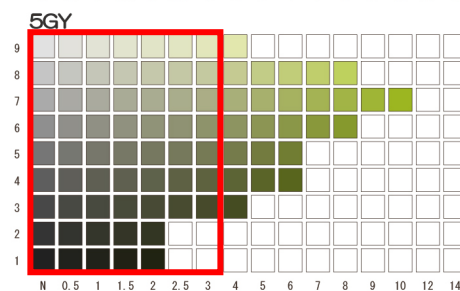
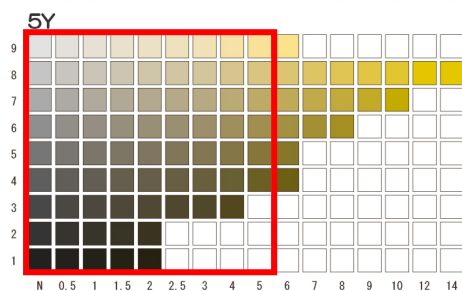
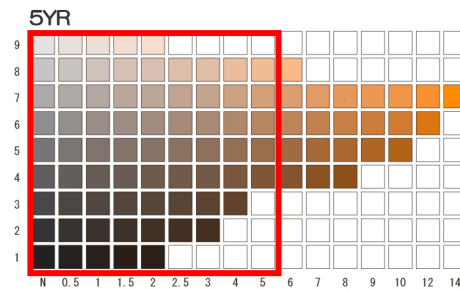
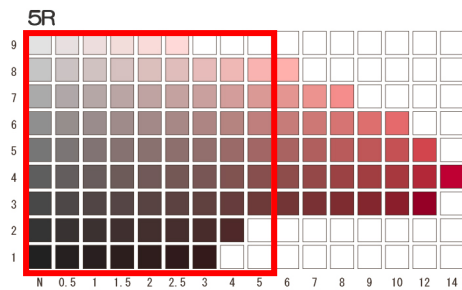
(3) 色彩の構成

下図の線の枠内は、使用を推奨する色を示しています。

なお、自然素材（石材、木材、れんが等）そのものの色を使用する場合はこの限りではありません。

また、アクセントカラーについても、周囲の景観との調和に配慮して使用する場合はこの限りではありません。

※ここに示している色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なりますので、実際に色を選定する際には色見本等で確認が必要です。



竹田市景観計画

平成28年3月
竹田市

